

# 平成29年第1回上三川町議会定例会会議録

平成29年3月6日（月）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	石崎 幸寛	第10番	勝山 修輔
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	田村 稔	第16番	津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、日程に入る前に、3日の議案第23号に係る志鳥議員の質問に対する未回答の件について、福祉課長の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 志鳥議員から質問がありました住宅新築資金等貸付元利収入についてお答えします。

この歳入予算に際しましては、これまでの歳入実績から予算を積算しております。今後とも公平に対応してまいります。

なお、個別案件については回答を差し控えさせていただきます。

以上で答弁を終了とさせていただきます。

---

○議長【津野田重一君】 それでは、日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されるようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、12番・稲見敏夫君の発言を許します。12番、稲見敏夫君。

(12番 稲見敏夫君 登壇)

○12番【稲見敏夫君】 それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、冒頭、この3月いっぱいをもちまして定年を迎えます秋山企画課長、また海老原保険課長には、長い間、本当にお疲れさまでした。今後、立場が変わりましても、ぜひ町の発展のためにご尽力をいただくことを切にお願い申し上げます。

それでは、通告によりまして、私は4点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、地方創生について伺います。

民間の政策発信組織、日本創成会議が消滅可能性都市を発表したのをきっかけに、地方創生に対する関心が高まり、政府もまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、地域の取り組みを支援しているところでもあります。地域としても、人口減少を抑え、町の活性化をさせるためにはどうすべきか、自治体の力量が問われているところであります。

当町においても、人口ビジョンと、それに基づく地域総合戦略を策定して取り組んでいますが、今後、

なお一層実効性のある取り組みが必要だと思うが、次の4点について町の考えをお伺いいたします。

まず、雇用創出について。2、市街地を活性させるため、空き店舗対策について。3、定住化対策について。4、町の活性化を図るため農業を、なお一層重点施策として町おこしの柱としてはどうか、以上4点についてご質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

雇用の創出につきましては、第7次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略において新たな工業団地等の整備や、就業・起業のしやすい環境づくりを進めることにより雇用創出につなげるとしたものでございます。こうした中で現在、新4号国道沿線に新たな産業団地の整備を進めております。また、今年度において、町、商工会、町内金融機関、さらには県産業振興センターが連携をして起業家等の支援に当たるべく、上三川町総合支援ネットワーク連絡会を設置し、創業希望者や、創業後間もない方の支援に当たっております。本町といたしましては、このような取り組みを通して雇用の創出に努めているところでございますが、今後は、中小企業事業資金信用保証料に対する補助率の引き上げについても検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

多くの地域で空き店舗問題が顕在化しておりますが、本町においてもそれは例外ではなく、中心商店街等の空き店舗が目立つようになってきました。こうしたことから、平成28年12月に町商工会の商業部会が中心となり、中心商店街における空き店舗調査を実施いたしました。調査の結果、31カ所の空き店舗が確認されましたので、今後は、この空き店舗について利活用の可能性など、さらに踏み込んだ調査を行い、その後、具体的な方策等について、商工会と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

地方創生の大きな課題の一つとして、東京一極集中の是正がございます。本町といたしましては、本町出身の方々を故郷に呼び戻し、さらには、他市町村出身の方々の移住の受け手となり定住化を推進することは、人口が減少傾向にある中、非常に重要であると考えております。このため、人口減少克服のために策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めております医療費助成や第3子以降の出産祝金等による子育て支援の充実、上下水道整備等の生活インフラ整備による住環境などの充実を継続して行うとともに、新しい事業といたしまして、空き家バンクの整備による情報の提供や、住宅取得等の補助金等による住宅取得支援の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

農業は、食料を供給するという役割のほか、国土の保全や良好な景観の形成など、多面的機能も有する本町の根幹になる産業となっておりますが、本町を象徴する自動車産業をはじめとした工業や、地域生活に密着した商業も、地域経済の活力維持のために重要な産業であると考えております。また、本町の継続的な成長を促進していくためには、農業、商業、工業など、あらゆる産業において活発な生産活動が展開されることが望ましい姿だと考えておりますので、農業はもちろん、それぞれの産業の活性化

に資する政策をバランスよく実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは、再質に移らさせていただきます。

ただいま町長答弁にありましたように、第1点目の雇用創出について、これは当然、起業者に対する中小企業融資保証金の補助率、今は50%ということですが、これをぜひとも100%に引き上げていただきまして、少しでも起爆剤となるようお願いしたいと思います。

また、それと重なるんですが、農業の事業資金、その借入れ。これは当然、農協のほうで扱っているんですが、その保証料のほうも、どうしても連帯保証なりあるんじゃないなくて、保証料協会がありまして、そこで保証料を取って貸していることがあるんですが、やっぱり、その農業のほうも、少しでも保証料の補助のほうを考えていただければありがたいと、そのように思っているわけでございます。それについても、もし何か役場のほうで考えがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

それで、当然、工業団地、今、石田地区で計画されているんですが、なかなか雇用の創出にはすぐにはつながらないというのが現状だと思います。それで、どうしても起業していただく場合には、事業資金の保証料、これをどうしても100%、上げていただけるかどうかですね、町長のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 ただいま答弁をさせていただきましたように、中小企業の事業資金の信用保証料につきましては、今、議員からお話がありましたようなことも当然、町のほうとしても考えておりますので、これは検討をしてみたいというふうに思います。

また、農業資金の保証のほうですが、農業資金のほうは今、利子補給という形で、利子のほうの補給をしています。中小企業のほうは保証料のほうの保証ということになっておりますが、これについては、今、調べている段階だと、こういった農業資金、スーパーL資金とか、そういったものに対して保証料などを負担している、そういったところは他の自治体でも余りないということですので、これについてはよく検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは、次に、市街地の空き店舗対策について伺います。

当然、今、商工会のほうで空き店舗を調査して31戸というようなお話がございました。この中で、少しでも使えるものがあればですね、役場のほうで、新たに起業する人にですね、家賃保証なり、そういうのを考えていただいて、ほかから少しでも町のにぎわいを創出していただければありがたいと思うんですが、やっぱり、そのような考えはないでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。空き店舗の、起業する場合にですね、家賃保証なり、家賃を補助するとか、そういう考えは。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど、空き店舗、31店舗というふうなお話をさせていただきました。これは、中には、店舗が空き店舗になっておりますが、そこで生活をされている方などもいらっしゃると思います。これはよくその方々とお話し合いをしながら、商工会とよく話を詰めて、これからどんなふう

な活性化のための施策ができるか、これは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 ぜひ、1店でも2店でも、この商工会の活性化のためにですね、空き店舗を利用していただくように、今後とも方策のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、定住化策についてお伺ひしたいと思います。

町長の答弁では、子育て支援、いろいろあわせまして町のいいところを見ていただくということですが、私は、定住化策といたしまして、上三川にアパートはたくさんあります。若いお子さんがおります家族がたくさんあるので、ぜひとも、そういう方に上三川に定住していただくような政策、住宅ローンを借りる場合のローンの保証なり、ローンの補助とか、一時金の支給とか、ぜひとも、そういうことをしてですね、せっかく上三川に住んでいる方を、上三川にとどめていただくような、そのような政策を少しでもやっていただければありがたいと思います。

また、先ほど空き家バンクの創設ということもありましたが、ぜひとも空き家の調査をしていただきまして、広く、町外の方にPRしていただきまして、少しでも、当然、農業回帰とか、そういう方もおりますので、一人でも二人でもそのような方に上三川に住んでいただけるような、そういう政策をとっていただければありがたいと思います。

あと1点、これは下野市においては、JTBと連携して、シティプロモーション、都内から人を呼び起こして少しでも下野市を知っていただいて、下野市のよさを理解していただきながら、下野市に住んでいただくような、そういう政策をとっているわけでございます。当然、町においては、駅からハイキングということで、せっかくJRと結んで上三川にこれからかなり来ていただけるような政策をとると思うんですが、ぜひ、その機会にですね、上三川のよさを理解していただきまして、シニア世代でも何でも結構ですから、少しでも上三川に住んでいただけるような施策をとっていただければありがたいと思うんですが、町長にその点をお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 定住促進は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも基本方針としてうたっているところであります。その中で、第3子以降の出産祝金、実は、そういったアパート等にお住まいの方が、そういった施策があるために上三川町に新たな住居をつくりますというふうに直接、私にお話をしてくださった方もいらっしゃいました。そういったことを充実することによって、今、アパート、貸家等にお住まいの方が自己の住宅を新築する、そういった手助けになるような施策はこれからも続けてまいりたいというふうに思います。

また、空き家バンク等についても、これから調査をいたしまして、上三川町に住んでいただけるような施策をこれから打っていきたいというふうに思いますし、下野市の例がありました、下野市、壬生町と連携をとって、東京のほうから女性の方をこちらのほうにバスでお招きして、3月までに3回、婚活パーティーということで、1市2町の男性と東京のほうの女性の婚活パーティーなども1市2町で取り組んでいるところであります。そういったことを含めまして、定住促進に進めてまいりたいと思います。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 これ、ぜひとも施策を打っていただいて、少しでも上三川の人口が減らないようにお願いしたいと思います。

次に、これは農業の関係なんですが、1点ですね、当然、今現在、地方創生について栃木銀行と包括的連携協定を結んでいるいろいろな事業をやっていると思うんですが、その事業内容をお聞きしたいと思います。

あと、それに付随しまして、先日、「地方創生について」ということで、佐野市の例が載っておりました。佐野市とJA佐野が連携協定を結んで、農業生産振興と農業者の所得増大とか、地域住民に必要なサービスの提供とか、いろいろと結んで、少しでも地方創生につなげたいということで結んでおりますので、当町としても、JAうつのみやとそのような連携を結びながら、少しでも農業の活性化なり所得の向上に努めていただければありがたいと思うんですが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 栃銀との連携協定につきましては、東京のほうの銀行等に、町の農産物を持って行って、そこで食堂等で直接、販売をさせていただくような事業をさせていただいています。イチゴ等の農産物がアッという間に飛ぶように売れるというふうな、そういったところを見て、実際、農業の生産者が売ってくださっているの、農業生産者も非常に、自分たちの生産しているすばらしい農産物をPRできる機会をいただいたと思います。これからも、そういったことでいろいろな事業を進めてまいりたいというふうに思います。

また、農業の活性化、JAとの連携ですが、今までの農業政策の中でも町とJAはいろいろな連携をとってまいりました。雇用の創出、または農業の活性化、そういったおいしい農産物の広報等も含めて、またこれも農協とさらに密に連携をとってまいりたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 はい、ありがとうございます。とりもなおさず、どうしても上三川の場合は、昔から農業の町ということで、農業を中心に発展してきた町でございます。農業の振興をなくして町の発展はないというふうに私は考えております。

それですね、今、いろいろな町で道の駅なり、大きな農産物の直売所等を利用してにぎわいを創出するあれがあるんですが、当然、今、上三川町にはそういうのがないものですから、ぜひ、農産物の直売所なりですね、体験型で、直売所で難しければですね、当然、観光イチゴ園とか、そういうのを利用してですね、少しでも上三川に人を呼び寄せて、PRをしながら農業の振興に努めていただければありがたいと思うんですが、その辺についての町長のお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 直売所につきましては、先ほど申し上げましたように、上三川町は非常に優良な、優秀な農産物を産出しております。それをPRすることも含め、また、その活性化、女性の農業参画ですとか、定年を迎えた方が農業をすることによって、生きがいつくり、そういったところも踏まえて有効な手段になるというふうに私自身も考えております。

平成29年度から、上三川町の優良な農産物に上三川ブランドということで認定する、そういうふう

な事業も進めてまいります。そういったことから、農産物の直売所などは必要であるというふうを考えております。財源等、また、まだいろいろ研究しなければならないこともありますので、十分それは検討、研究してまいりたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 では、直売所のほうは、ぜひとも検討していただきまして、町の活性化にですね、少しでも役立つような施策をとっていただければありがたいと思います。

それでは、次に、行財政改革について伺います。

アベノミクス効果で企業収益は改善の兆しが見えるものの、地方においては景気回復の実感が余り感じられません。当町においても、税収の伸びが期待できず厳しい町政運営を強いられています。また、それにもかかわらず、町民のニーズは多様化しており、効率的な町政運営が求められています。町では、行財政改革大綱に基づき、集中改革プランにより事務事業の改革に取り組んで効果があらわれています。しかし、今後は、なお一層改革に取り組み、民間でできるものは民間に任せ、やめるべきものはやめるという改革の一環としても必要であると思います。

そこで伺います。町有大型バスを更新時に廃止をし、民間バスの借り上げで対応すべきと思うが、町の考えは。2番、老朽化した町営住宅については、将来、順次廃止をし、民間アパートで対応すべきと思うが。3、子育て支援センターの民営化の考えは。

以上3点についてお伺いをいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

現在、町有大型バスは、平成15年に購入し、本年で13年目となります。主な運行内容は、小中学校の校外授業、各種研修、社会福祉事業などに使用されています。大型バス使用年数は一般的に長く使用することが多く、本町においても20年を予定しておりますが、点検の結果、問題等がなければ更新年次を延伸することも必要と考えております。現在の予定では、平成33年度の実施計画を目標とし、災害時における運用や急な予定変更などの対応を必要とすることがあることから、さまざまな角度でバスの運行方法を検討してまいります。

次に、2点目についてお答えいたします。

町営住宅は、愛宕町営住宅、下町第一町営住宅、下町第二町営住宅の3カ所がございます。愛宕町営住宅が一番古く、築後約42年経過しており、一番新しい下町第二町営住宅でも約24年が経過している状況にあります。町営住宅につきましては、平成27年度に耐震診断を行い、長寿命化計画の見直しを行いました。その内容につきましては、全ての建物の耐震性能は基準を満たしており、今後も使用していけるものであります。そのため、町営住宅につきましては、現在、長寿命化計画に沿って、低所得者等の方が安心して生活できる施設として修繕等を行い、適正な維持管理をしているところでございます。また、将来的には、施設の更新時期や、低所得者等の要支援世帯の動向などを見据え、町営住宅の統廃合や民間アパートの利用等のあり方などについて、調査研究していきたいと考えております。

次に、3点目についてお答えします。

子育て支援センターは、多様な子育て支援活動を実施し、子育て家庭へのきめ細やかな育児支援を行っております。さらに、本町の子育て支援センターにおきましては、それらの業務に加えて児童虐待の防止という重要な役割を担っております。利用者からの相談を受ける中で、または、親の子どもに対する接し方を見る中で、その家庭に問題がないか、適切な養育ができているかなど、注意深く観察し、その端緒をつかんだ場合には、必要に応じて適切な支援につなげる体制を整えております。そのためには、児童虐待防止業務と一体化した町による運営が必要であることから、現段階では民間委託する考えは持っておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは再質問をさせていただきます。

現在、町には大型バスと中型バスがあるんですが、大型バスの年間の運行経費と稼働日数、これと民間の借り上げとの比較において、比較をした場合ですね、どちらが有利か、ちょっと担当者で結構ですから、お伺いをいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

民間委託と直営の場合なんですが、大型バスを直営した場合、積算につきましては、運転手の人件費等、積算がその都度変わる部分がありますので、おおよそということでご理解ください。私どものほうで積算した内容で行きますと、大型車を購入した場合、現在の大型で、平成15年に購入したときが4,000万ちょっとかかっています。こちらを20年間使用すると計算しますと、年間に200万円程度。人件費につきましては、現在の職員、運転手等の平均で見ますと500万ちょっと、年間かかっています。それから、燃料費が50万円程度、それから大きなものでは点検費、こちらが100万円弱かかっています。その他もろもろを入れますと、大型バスを町で所有して運行した場合、年間900万弱ほどかかっています。こちらを全部民間借り上げにした場合ですね、一応、日帰りで計算した場合と宿泊を伴う場合で計算すると多少の違いがあるんですが、概算で言いますと約800万ほどかかっています。ですから、年間と言うと100万程度、完全民間委託のほうが安いという、経費だけを見ますとそういう計算になります。

あと、バスの運行状況なんですが、大型バスで言いますと、平成25年で年間103日、平成26年で115日、平成27年で121日と、50%弱の稼働率でございます。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 そうですね、今度、当然、更新時にはですね、今の数字が出てきていますので、どちらが有利か、単に、行政の場合はそれだけではないんですが、当然、民業圧迫というようなことも出てきますので、十分検討なされまして、将来的にはですね、廃止なり、それを十分、検討して考えていただきたいと思っております。

次に、町営アパートについて再質をさせていただきます。

今、上三川に民間アパートが飽和状態で建っているような現状でございます。当然、空きがどんどん多くなってきておりまして、それが個人の家主さんをかなり苦しめているような現状で、今、状況にあ

ります。当然、町にも町営住宅、これは全部で116戸なのですが、1戸当たりの町営住宅の経費、年間経費が幾らぐらいになるのかと、年間経費と家賃収入を比較した場合にどのようになるか、それも担当者にお尋ねしたいと思います。これは建築課長で結構ですからお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、町営住宅の年間の維持管理につきましては、約3,000万円弱となっております。1戸当たりですと約26万の経費がかかっております。今現在ですね、町営住宅につきましては、長寿命化計画を策定しているわけなんですけれども、その策定期間がですね、平成42年まで計画しております。平成29年度から平成42年度までの現状の状況で家賃収入から支出を差し引いた額等をトータルいたしますと、約50万円のプラスになります。平成29年度から同じく42年度まで、もしアパートを借り上げた場合になりますが、仮にアパートを、月5万円の部屋を110棟、契約するといたしますと、年間約6,600万円になるわけなんですけれども、そこに国の補助、例えば、家賃5万に対しまして、通常の維持管理費ですと、今現在、約2万円ぐらいの家賃がかかります。差し引き3万の約半分につきまして、現在、国のほうから補助制度がございます。そちらのほうで借り上げのほうを計算いたしますと、トータルで32億9,000万のマイナスというふうになりますので、トータルから考えますと、今現在の町営住宅を維持していくほうがコスト的には有利かと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、総務課長と建築課長が答弁いたしました。バスのほうに関してはですね、仮に新しいバスを町で購入して、運行を民間に委託する、そういったときのほうが、今の試算ではかなり安く出るところがあります。そういったこともありますので、先ほど、緊急時のこととか、災害時のこととかいろいろ考えて、よくこれからまた検討してまいりたいというふうに思います。

また、建築課のほうの答弁が今ありましたが、この辺でアパートを借り上げしているところはございません。横浜のほうでやっている実績があって、横浜のほうでは、その周辺の価格に合わせて家賃をオーナーの方に支払う。そうすると、上三川町で、例えば5万円とした場合、110戸ありますから、年間6,600万円をそのアパートのオーナーさんにお支払いするということです。ただ、その公営住宅法で収入のほうは決められていますので、今現在入っているのが年間2,870万円で、入ってくるほうは、もうアパートを借りたとしても2,870万円しか入ってこれない。家賃は6,600万円払うということになりますので、そこに経費とか何とか、ほかの修繕費とか何か、今現在の町営住宅の修繕費とか何かを考えても、そちらのほうで、価格的に見ても、耐震は大丈夫だという判断が出てきますので、今現在はこの形でやらせていただいて、今の町営住宅がもう古くて、老朽化で、これ以上もう住めないということになってくれば、また新たな考え方をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 私は、全てが民間アパートで借り上げるんじゃなくて、古いアパートは順次、廃止をしながらやめていくと、そういうふうな方法をとっていただければありがたいということで質問

を申し上げました。ぜひ、計画的に、もうほんとに40年とか、四十何年たっているやつはあと何十年というわけにはいかないものですから、当然あと5年、10年の話だと思っんで、今からそういう計画を立てていきながら、順次、愛宕町、また下町第一については徐々に廃止の検討をしていただきたいということで質問をさせていただきました。

それでは、次に、3番の子育て支援センターの民営化はどうかということで質問をさせていただきます、再質のほうをさせていただきます。

現在、子育て支援センターの利用状況ということで、まず最初にお聞きしたいと思います。これは担当で結構ですから、中身、どんなものを行っているか、これをあわせて質問させていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 現在の子育て支援センターですが、1日平均大体19組程度の親子が利用しております。中での利用の実態なのですけれども、主にお子さんと親御さんが来ておまして、お子さんを見ながらも母親同士が会話をしてストレスの軽減を図るとか、また、その場所に保育士が2名おりますので、そちらが子育てについての相談に乗る。また、イベントなんかも年間を通じて何回か行っております。3月ですのでひなまつりとか、2月ですと豆まき、12月ですとクリスマス会とか、10月ごろですと運動会というようなイベントを行って、そういったことによってまた新たな利用者の増加に努めております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 先日ちょっと、私も下野市のほうへ行ってちょっと調査をしてきたんですが、下野市においてはですね、1つが直営、あと2つが保育園の民営のほうに民間委託というような形で子育て支援センターを運営しているわけでございます。当然、直営だと、どうしてもいろいろな面がかた苦しくなって、本当は子育て支援センター、昔、神奈川県松田へ行ったときは、喫茶店みたいなあれで、自由にお母さん方が、そこでコーヒーを飲みながら、子どもを預けて世間話をするとか、やっぱりそういうのが私は子育て支援センターだと思ったんですが、どうしても行政でやるとだんだんかた苦しくなって、自由に集まってこられないような雰囲気になるんじゃないかと思うんですよ。それで、当然、今、60代で元気なシニアのお母さん、高齢者がたくさんいるものですから、できればですね、そういう方にボランティアで来ていただいて、当然、シニアの方もですね、小さいお子さんと一緒になれば元気をもらえると。また、小さいお子さんもいろいろなことを高齢者の方から教われると、そういうことが子育て支援センターの最初だと思うんですよ。

昔ですね、この子育て支援センターとあわせまして、ファミリーサポートセンター、これを随分、鳴り物入りで始まったんですが、こちらもやっぱりいろいろな制約がきついということで、なかなか一般的に浸透してこないのが現状だと思うんですね。できるだけ町でもですね、余りそういう規制にのっとらなくて、ぜひ、1人ぐらいいは当然、町でいてもいいんですが、あとはボランティアとか、そういうシニアの高齢者の方に来ていただいて自由に遊んでいただけるような、そんな子育て支援センターをつくらなければありがたいと思うんですが、その辺の私の考えと、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 子育て支援センターは、子育てを支援する町として非常に重要な施設であると考えております。その中で、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、児童虐待、そこを未然に防止する、そういうふうな機能も今、持ち合わせています。保育士さん、保健師さんなどの連携によって、そういうようなところをやっているような状況にありますので、よくそこは精査をさせていただいて、ただ、行政がやるとどうしてもかた苦しくなってしまうという、そういうふうなご批判は、アンケート等なり、よく利用者の方からニーズを伺って、改善するべきところは改善してまいりたいというふうに思っております。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 ぜひとも、なるたけ新たな経費をかけないで、最少の経費で最大な効果を上げるような子育て支援センターの運営を今回検討していただきたいと思います。

次に、3点目に移らせていただきます。

いきいきプラザ多目的広場の活用について伺います。中心拠点整備事業、生涯学習センター用地として整備をし、現在、多目的広場として使用している広場については、町の中心部にあり、多くの用途があると思います。私は、にぎわいを創出するため、広く町民に開放し、フリーマーケットや、また商工会等で計画している軽トラ市等に活用を図ってはどうかと思いますが、町の考えを伺います。

また、それとあわせて、当面の間、幼児の遊び場として活用できないかどうか、これもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

いきいきプラザの多目的広場は、誰もが自由に使える場所として整備しております。そのため、広場を占有する行為は設置目的の妨げになることから、原則としては認めておりません。しかし、実施する事業によってはいきいきプラザの設置目的を効果的に達成することができ、多目的広場の効用を高めることもございます。このような事業を実施する場合には、いきいきプラザをPRする観点からも積極的に活用したいと考えております。

ご質問にありましたフリーマーケットや軽トラ市でございますが、これらについてもいきいきプラザの設置目的などと照らし合わせ、適当であると判断したものについては当然、許可されるものであると認識しております。ただし、建物西側の芝生広場の地下には埋設物がございますので、例えば、車両の乗り入れ等には制限をかけざるを得ません。しかし、建物南側の芝生広場にはそういった制約がございませんので、車両の乗り入れを行うのであれば、そちらをご利用いただきたいと思います。事業の内容だけでなく、構造上の理由により許可できないこともございますので、事業を計画される際には、事前に所管課に協議をいただきたいと思いますと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、いきいきプラザの多目的広場は、誰もが自由に使える場所として整備されております。そのため、用途を特定のものに限定せず、利用者間のモラルがある中で開放的に使用

できる状態を維持していくことが町の責任であると考えております。多目的広場には、誰もが自由に使えるという性格上、数多くの機能が備わっており、その中には幼児の遊び場としての機能も含まれていると認識しています。固定式の遊具は設置しておりませんが、今後も引き続きこの機能を維持できるよう適切に管理してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 はい、ありがとうございます。いきいきプラザの多目的広場についてはですね、広く町民に周知をして、有効な利用を今後していただくように、よろしく願いを申し上げます。

また、子どもの遊び場ということで私、質問させていただきましたが、私も小さい孫がおりますから、たまにどこかに遊びに連れて行ってやろうということになると、なかなか上三川で遊具があって遊ぶ場というのがないんです。当然、他町へ行っちゃうんですが、他町を見てみると、それなりに小さいお子さんを連れのお母さん方が随分集まっている場所があるんですよ。それを当面の間、多目的広場の南側ですね、これは空気を入れた仮設の、何というんですか、滑り台とか、そういうやつがあるんですね。当然、何ですか、とちのきランドとか壬生のおもちゃの団地のところですか、料金入れてやるんですが、そういうのを週に1回でも何でもそこに設置していただいて、そうすれば子どもがかなり集まってきて、PRとか、にぎわい創出になると思うんですが、そういうようなこともちょっと検討していただきたいと思うんです。若干の費用はかかると思うんですが、せつかく子どもの遊び場としてほかへ行かないで、上三川に集まってきていただいて遊んでいただけるということになれば随分いいんじゃないかと思うんですが、その辺を町長にお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 多目的広場については、当初の整備計画の中で、多目的広場等については、災害時の住民の緊急避難場所として位置づけるというふうに明確にうたっております。ですから、今、議員がおっしゃられましたように、簡単に取り外しができるものであればあれですが、固定式のものなかなか設置が難しいというふうに思っています。今、ご提案いただきましたことに関しては、ニーズ等もよく調査して検討させていただきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 はい、ありがとうございます。ぜひとも検討のほうをよろしく願いします。

それでは、最後の子育て支援についてお伺いをいたします。

幼児人口の推移は、28年現在で5歳児が295人、現在の0歳児が239人、これは69人で、確実に町の幼児の人口は減少しております。これによりまして、子育て支援の重要性というのを私のほうもしみじみと感じてくるわけでございます。少しでも子育て世代の負担を軽減し、生み育てやすい環境をつくってやるのも町の責任ではないかと思っております。

そこで、まず1点目、第2子以降児童生徒の給食費の半額助成について、町の考えは。また、2番目として、当然、ことしもインフルエンザが猛威をふるって学級閉鎖等がございました。それで、インフルエンザ予防接種の一部助成について町の考えは。

以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の推進を図ることを目的に実施しております。学校給食の実施に必要な経費につきましては、学校給食法により、施設、設備に要する経費及び学校給食に従事する職員の人件費等、運用に要する経費は町が負担をし、給食の食材料費は保護者負担となっているところでございます。議員ご質問の第2子以降の給食費半額助成につきましては、県内に給食費の一部助成をしている市町があることは承知しているところではございますが、現在、本町では、米飯給食を拡大し日本型食生活を推進するとともに、町内産米の消費拡大を図るため、食材料購入費として年580万円程度を公費負担しているところでございます。町独自の助成拡大につきましては、県内他市町の助成状況や財政負担等を考慮しながら今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

予防接種は伝染の恐れがある疾病の発生と蔓延を防ぐために実施するものでございます。予防接種には、国が広く接種することが望ましいとして法令に位置づけた定期予防接種と、それ以外の任意予防接種の2つに大別されます。ご質問にありました子どものインフルエンザ予防接種は、法令に基づかない任意予防接種となります。町では、子どもの感染症予防対策として任意予防接種費用の助成について情報収集や検討を行っており、その優先順位から、本年度4月より、ロタウィルス、おたふく風邪の2つの任意予防接種について費用の助成を開始したところでございます。インフルエンザ予防接種については、幼児期に接種した場合の発病防止効果が30%程度との報告があり、一定の効果は認められております。しかし、現在、町が実施しているロタウィルスやおたふく風邪のワクチンの効果と比較すると、その効果は決して高いとは言えないことから、今後、町民のニーズや国の動向などを注視しながら検討を重ねていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは再質のほうをさせていただきます。

1番目の給食費の半額助成ということは、この給食費については、2人目、3人目、同じ学校に3人も行っている父兄の方だと、かなり負担になってくると思うんですね。どうしても今、子どもをつくらないというのは、教育にかかる費用がかなり多いような実情ですね、いろいろな塾とか、そういうので。だから、どうしても2人、3人とつくっていただけるのは、我々としてはありがたいと、そういうふうにして、これは当然、行政全般で子育て支援のほうをやってやるのが今の町政ではないかと、私はこう考えているわけでございます。

そこでですね、ちょっと参考程度に、同じ義務教育機関に、当然、2人とか3人、行っている生徒がいると思うんですよ。その辺の数字というのはわからないですかね。何人ぐらい2子、3子の方が行っているか、それを半額助成した場合には、大体どのぐらいかかるかという数字をつかんでいればありが

たいと思うんですが、ちょっとその人数を。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点での試算になりますが、第2子以降の児童生徒、今現在約938名です。全通学児童生徒の約3分の1ぐらいの人数になります。仮に2分の1の給食費を補助することになりますと、学年によって給食費の値段が若干違うこともございますが、約2,350万円ほどの費用が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 はい、ありがとうございます。私も、こんなに人数がいてちょっとびっくりしているんですが。3分の1が2人、3人と同じ学校に行っているというのを聞くとやっぱりびっくりしているんですが。県内の給食費の補助の状況というの、あわせて、わかりましたらお願いしたいんですが。当然、大田原なんかは全額給食費無料とか、そういうのがあるんですが、そういうのは全然つかんでいないですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。今現在、本町で把握している他市町の状況ですが、芳賀町では、第1子、第2子、第3子によって多少の金額の差をつけて補助している状況がございます。そのほかに、日光市や茂木町、壬生町では、第1子、第2子、第3子に差をつけるのではなく、全児童生徒に一律、例えば、400円だったり、500円だったりという形での一部助成をしている状況は把握しております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今後、やっぱり他市町でもどんどん始まっていて、行政間の情報というんですか、父兄方の。そういうのをどんどんインターネットで密になってきますので、少しでもその辺の補助も考えていただければありがたいと思います。

それでは、次に、予防接種の一部助成ということで、これは同僚議員なり、私も前にも質問させていただきました。当然答えのほうは同じなんですが、周りもどんどん検討状況に入っております。現に、補助を出している市町村もありますので、ぜひとも、全額じゃなくても、上三川でもインフルエンザの若干の補助は出していますよというようなことでも言えるようであれば、やっぱりほかとは子育てのほうでも負けないと思いますので、ぜひともその辺の検討をお願いいたしまして、私の一般質問をこれとじさせていただきます。ありがとうございます。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 12番・稲見敏夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・勝山修輔君の発言を許します。10番、勝山修輔君。

(10番 勝山修輔君 登壇)

○10番【勝山修輔君】 議長に、税の問題で重複するところがあるかと思うんですが、その辺はご了承のほどをお願いいたします。

税に関する質問を3点ほどお聞きします。重複するところをご容赦ください。

まず1番目、町税の適切な執行についてということでお尋ねします。「広報かみのかわ」2月号に町の資産・負債・純資産の金額の記載がありました。町民一人当たりの金額が町の人口数で算出されている理由は、ということでお聞きします。

2番目、負債を、基金を差し引いた金額で広報に載せていない理由は何か。

3番目、町制60年を先日祝ったばかりですが、60年間に取り崩しを行った基金の名称と金額をお聞きします。

4番目、過去8年間における都市計画税及び同期間内に都市建設課以外の課で都市計画税を充当したインフラ工事の箇所数、1カ所当たりの金額についてお尋ねします。

5番目、平成27年度に住民からの要望で行ったインフラ工事の件数と要望に応えられた件数、及び応えられなかった件数と金額をお聞きします。

6番目、来年度における側溝の土砂の取り除きに対する予算化はどのようになりましたかについてご質問いたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

「広報かみのかわ」2月号の記事につきましては、12月定例会の議員全員協議会におきまして、「新地方公会計制度による平成27年度財務諸表について」として、財務書類、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務4表についてご報告したもののうち、貸借対照表につきましては、町民の皆様がごらんになりやすいように表現を改めたり、解説を加えたりして掲載したものでございます。そのうち資産・負債・純資産について、1人当たりの額が町の全人口で算出される理由につきましては、類似団体、近隣団体と比較しやすいことから、町民の皆様にわかりやすい公表の方法の一つとして、総務省が示している表現を用いたことによるものでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

貸借対照表は、本町が行政サービスを提供するために保有している資産と、その財源となる負債及び純資産を総括的に対照表示したものでございます。貸借対照表の作成に当たりましては、総務省の示した様式を用いてございます。ご質問の基金につきましては、負債と差し引きするものではなく資産の中に計上することとされているものでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

基金は特定の目的のために条例により設置されるものであり、取り崩しにつきましては、条例に基づき当該目的の遂行のために取り崩すものでございますが、現行の制度となりましたのは、昭和38年の地方自治法の改正後のことでございます。また、基金は、地方公共団体の歳入歳出の変動に対する年度間の財源調整機能の役割を有しているものでございますが、近年の本町での財政運営上で大きな役割を果たしてきた財政調整基金、町債管理基金、及び地域振興基金を平成元年度から平成27年度までの期間で積み立てた額は考慮せず、取崩額のみを積算いたしますと、財政調整基金では約31億円、町債管理基金では約14億円、地域振興基金では約23億円の取り崩しを行ったものでございます。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ご質問の4点目についてお答えいたします。

平成20年度から平成27年度までの8年間の都市計画税の税収は約18億円でございます。また、同期間において都市建設課以外の課で都市計画税を充当して行ったインフラ工事につきましては、上下水道課における公共下水道事業の全69カ所、金額は6万3,000円から5,794万9,500円の工事で、平均しますと1カ所当たり924万円でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 それでは、ただいまの5点目のご質問にお答えします。

平成27年度に各自治会から都市建設課に提出されました要望書の件数は13件でございます。要望の内容といたしましては、道路改良関係が6件、舗装新設・修繕関係が4件、交通安全施設関係が2件、側溝・側壁関係が1件でありました。13件の要望のうち、現在までに実施しました工事は、交通安全施設関係の2件と、舗装新設・修繕関係の1件であります。まだ実施に至っていない10件の事業費としましては、現地の調査測量などを行っていないため概算の額となりますが、約1億5,000万円程度であると見込まれます。また、上下水道課に対します要望は、上水道に関する要望が3件、下水道に関する要望は1件で、全て平成27年度中に実施しております。

次に、6点目のご質問にお答えします。

道路側溝の清掃につきましては、地域の快適な生活環境を保つため、各自治会や地域住民の皆様に清掃のご協力をお願いしているところでございます。ただし、土砂の堆積などにより降雨時に道路冠水などの被害が発生する箇所につきましては、道路維持費の予算で対応を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 それでは再質したいと思います。私がなぜこんなことを聞いたかと言いますと、1歳のお子さんに、国はどういう施設で全人口で計算しているかわかりませんが、我が町上三川は、町民の出した税金で町政を行っているわけです。それで1歳だとか、100歳の人たちの、もう支払える能力のない人を入れて、さも資産が、財産がないようなことを言うことが、ちょっとおかしいのではないかと、この再質をしたんです。納税者に借財を負わせるとするとどのぐらいあるか、企画

課長、もう一度計算して答えられますか、お願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、町の貸借対照表では、議員さんがおっしゃるとおり1人当たりで出しておりますが、ご指摘の納税者当たりということで申し上げたいと思います。まず、税金については、町民税、並びに固定資産税、両方ございます。個人町民税で申し上げれば1人当たり54万8,000円。また、固定資産税の納税者、こちらで割り返せば70万9,000円でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 これが本当の借金だと思うんですね、町民が負担をしたという。そういうことですよね。それを1歳から100歳までの人で計算すると、こんなにも差があるということです。じゃあ、なぜそんなことを載せて借財が少ないんだというふうに町民にわからせようとする意図は何でしょうか、お教え願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 こちらの表現の仕方につきましては、類似団体、並びに近隣団体と比較しやすいように総務省、国のほうから表現、並びに書式のほうが示されているものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、国がそうしなさい、近隣の市町村がそうしているからうちの町もそうしなさいいけないというのは、別に条例化されているわけでも、法律化されているわけでもないでしょう。それを聞いた人は、あっ、こんなに借金が少ないんだというふうに勘違いなさることなんですね。なぜそんなことを聞くかという、84億7,600万近くの町の負債、預金が26億8,300万円もあるんです。この預金を、どこかの課長が、予算がない、予算がないって、これ、みんな町税ですよ。銀行のために預金をしているんじゃないんだということを私は言いたいだけなんです。

側溝のものを自治会に掃除をしなさいと、今、これからこの次に言おうと思っていることは、雨水の処理をするんだと、雨水の処理をするのに、側溝がもう30年近く掃除もしていない。毎日、町長が散歩して歩いているんですから、側溝から木が生えている、草が生えているなんていうのは見て知っているはずですよ。その土砂をどうして自治会が放って片づけられるんですか。そういうことをしないから、次にやる雨水のところに入ってくるわけですよ。だから、ほんとに借金が、銀行のために預金するんじゃないくて、今、言うように、都市計画で必要なものは預金を崩してでもやったらいいでしょう。そうしたら町民は不愉快な思いをしないで済むんですよということをわかっていただきたくて、こんな金額を出したんです。

今、町の借金がどうこう言いますが、町の資産というのは、学校、道路、何も町民に関係のないものなんですよ。それは、利用しているだろうという全部利用しています。それはそうでしょう、だって町営でつくったんですから、補助金でつくったんですから、そうじゃないですか。それを一生懸命、こ

れだけお金があるんだよ、資産があるんだということは、もうこんなものを書かなくてもいいですよ。今あることさえちゃんと教えてやってくれれば。そういうことを私は望んで、今、質問しているということです。

じゃあ、どこが違うか、企画課長、しゃべってごらんさい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問についてお答えします。

町のほうで財政調整基金、基金のほうにお金を積んでおります。これは、決算等で余剰金が出た場合に、先ほど町長のほうからも話がありましたとおり、歳入歳出の変動に対する年度間の財源調整の機能ということで積んでおります。税金でございますので、場合によると少なく入ってくるときもございません。そういったときに、事業のほうは急には少なくできませんので、そこに充てるというようなことで、年度間の財源調整で基金のほうは積まさせていただきます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、私は民間人なものですから、あなたとちょっと違うんですが、税金の収入ですから、銀行からお金を借りることはいともたやすいはずなんです。そうすると、今、都市建設課で、13件の住民が要望しているインフラ工事すらも、4件かそこらしか年間にできないんですよ。だから、町税は誰のためにあるのか、何か、あなた方が好き勝手やるためにあるわけじゃないんですよ、町民のためにあるわけだから。町民が直してくださいというのを、すぐ直せるような状態にすることが予算化することじゃないんでしょうか。私の言うことは、都市建設課長、間違っていますか。13件あって、たった3件しかできないんですよ。そのくらいしかあなたのところに予算がないんですか。それをお尋ねします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

自治会からの要望につきましては、毎年度、多くの要望が提出されてございます。要望があった路線につきましては、27年度では、先ほど答弁したように、13件あって3件しか要望には対応してございません。要望のあった路線につきましては、当然、緊急性、公共性、投資効果等を勘案しまして、優先度を見きわめながら順次、整備を進めているというようなことでございます。当然、厳しい財政状況の中、限られた財源でございます。そういうふうな財源の中で事業化まで長年、要望が出されても追いつかない現状でございますが、今後につきましても、限られた財源の中で、より事業効果の高い道路整備を進めていくよう努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 これは、課長、答弁じゃないんですよ。いいですか。ことだけで13件あったんだと、3件しかやっていない、10件はやっていないということなの。来年もまた同じことが来た、来年は9件だったと。19件で何件できるんですか、いつまでたってもできることはないんじゃないですか。

じゃあ、1つ聞きますが、町民から要望のあったことができないなら、あなたがインフラ整備する予算を取れないのか、取らないのか、優先順位はどうやって決めるんですか。緊急性だといって。じゃあ、ことしやった10件は緊急性がなくて、来年10件、来たとする。そうすると、どこで調整をするんですか。

そうすると私は町長に聞きたいんですが、要望に応えられない予算を組むのはおかしいでしょう、予算はもう14件あったんだから。14件あって、その前にもまだ残っているわけだから。その予算をしないで、紙に書いたもので、いい町です、住んでいい町ですと言ったって何にもできないんですよ。いいですか。ことしですよ、13件あって3件しかできない、10件はできなかったんですよ、予算がないと言っているんです、あの人は。その予算すらできないんですか、答弁してみてください。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、答弁の前に、今も「あなた」という言葉を使いましたが、改めてよろしくお願いします。

○10番【勝山修輔君】 はい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 3月の2日にも議会の皆様方、議員の皆様方に平成29年度予算をご提示させていただいたわけですが、行政全般にわたります町民の皆様へのサービスというのは、この、今、議員がおっしゃっていますインフラ整備だけでなく、子育て、教育、さまざまところで町民の皆様からの要望、また、そういったことに応えることによって皆様から生活しやすい、その環境をつくっていくわけでございます。この、今、10件以上の要望が残ってしまう。これは都市建設課の中で、先ほどの答弁にありましたように、よく優先順位等を決めて、緊急性があるものについては補正予算でも何でも対応していかなければならないものはあるかというふうに思いますが、そこは限られた財政の中で緊急性を重視しながら対応していくように考えております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、じゃあ緊急性と優先順位ということになっていくと、おとしに要望したものが、じゃあ課長、何件残っているんでしょうか。ことしじゃないですよ、去年できなかった工事名は何件残っているんでしょうか。

○議長【津野田重一君】 資料はありますか。執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 それでは、今までの要望件数の集計についてお答えします。各自治会からの要望件数、昭和55年度から要望件数を把握してございます。昭和55年度から昨年27年度までには911件の要望件数がございました。今年度までに対応した件数はそのうち675件でありました。まだ対応できていない件数は237件ほどの要望件数が残っているというような状況でございます。しかし、要望されている内容の中には、町の整備基準等を満たしていない要望もございました。そういうものについてもありますので、全て237件、町として今後整備していくかというようなことではないかと思いますが、先ほど申しましたように、237件の要望の未対応の件数があるというような状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると課長に聞きますが、その三百何十件残っているものに、町がやらない工事だということならば、その予算を、どのぐらいの予算があればできるという試算は、件数はあっても金額は出ませんよ、出ませんでしょうか？ そうすると、これからも町の要望にこの税金が使われていくことが無理なんじゃないかと。ほかにも予算はたくさん要るでしょう、学校にも要る、病院にも要る、住民にも要るって。でも、そういうことを何か一つずつ解決していかないと、何百件も何百件も残るといふことなんです。それを残っていったんでは不便が残るだけじゃないですかと言っているわけですね。だから、予算化は、あれにもかかる、これにもかかる、お金がないというのは十分承知なんです、かかるものにはかけないと終わらないんじゃないかということで、この税金のことはやめて次に入りたいと思います。

2番目に都市計画税についてお伺いします。

都市計画税と町税の使い方について。1番、平成27年度に都市計画税を充当して行った工事、名称、箇所、金額は。2番目、都市建設課所管の平成27年度の予算で行った工事の、同じく名称、箇所、金額は。3番目に、本郷・明治・上三川地区別の平成27年度の都市計画の町税額と、それぞれの地区別の工事名と金額。下水道利用税や固定資産税の10%を都市計画税に充てることで都市計画税を廃止するような考えはあるか。5番目、雨水事業における市街化区域と調整区域の差と当該事業に対し都市計画税を充当する理由は。6番目、調整区域の上下水道は借金と都市計画税で賄ってきていると思いますが、賦課を始めたのが昭和62年から平成27年度までの29年間で当該事業に充当した都市計画税は幾らか。7番目、昭和62年から平成27年度までの29年間に於いて町民が負担した都市計画税の額は、これについてお尋ねいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成27年度における都市計画税の充当につきましては、一般会計で過去に実施した土地区画整理事業及び都市計画事業の起債の償還に、公共下水道事業特別会計で過去に実施しました都市計画事業の起債の償還に充当しており、工事には充当してございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの2点目のご質問にお答えします。

平成27年度で実施しました工事件数は全部で56件で、工事金額は約1億9,500万円でございます。主なものとしましては、道路維持工事が27件で8,800万円、道路新設改良工事が10件で7,000万円、そのほか橋梁維持、交通安全施設、河川整備工事が19件で3,700万円でありました。

次に、3点目のご質問についてお答えします。

平成27年度の町税額のうち都市計画税の地区別の税収額については、本郷地区が4,613万9,000円、上三川地区が1億3,301万9,000円、明治地区が3,824万6,000円の合

計2億1,740万4,000円でございます。また、各地区別の工事としましては、本郷地区が13件で約4,500万円、内訳としましては、道路維持工事が3件で700万円、道路新設改良工事が3件で2,800万円、そのほか橋梁維持、交通安全施設、河川整備工事が7件で1,000万円でありました。

次に明治地区におきましては、件数が25件で約9,200万円。内訳としましては、道路維持工事が16件で4,900万円、道路新設改良工事が5件で3,900万円、そのほか橋梁維持、交通安全施設、河川整備工事が4件で400万円でありました。

最後に上三川地区におきましては、工事件数が18件で約5,800万円。内訳としましては、道路維持工事が8件で3,200万円、道路新設改良工事が2件で300万円、そのほか道路維持交通安全施設、河川整備工事が8件で2,300万円でありました。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ご質問の4点目から7点目については、私のほうからお答えいたします。

4点目のご質問の中で、下水道利用税とは、地方税法に定める税目以外に、条例により税目を新設できる法定外税のことを示しているものと推察いたしますが、使用料のほかに新たな課税をすることとなることから、現在その考えは持っておりません。また、固定資産税につきましては、普通税としてその使い道が限定されるものではなく、一般財源として町政を運営する上で必要な経費に使われているものでございます。また、ご質問の固定資産税の10%を都市計画事業に充てることにつきましては、ほかの事業に充てる財源が減少することとなり、町の全ての事業計画に多大な影響を与えることとなります。以上のことから、ご提案の方法により都市計画税を廃止することは難しいものと考えております。

次に、5点目、6点目につきましては関連がございますので一括してお答えいたします。

5点目の都市計画事業における雨水事業につきましては、市街化区域の浸水被害を解消する目的で、市街化区域及び流末である普通河川や一級河川までの一部調整区域をあわせて整備します。その財源につきましては、国庫補助金や都市計画税を含む一般財源を充当します。一方の調整区域については都市計画事業には該当しませんので、都市計画税は充当できません。このように、国庫補助金や都市計画税の充当の有無により整備期間などで差が出てまいります。

また、6点目の調整区域内の上下水道事業につきましては、都市計画事業には当たらないことから都市計画税の充当は行ってございません。

次に、7点目についてお答えいたします。

昭和62年度から平成27年度までの都市計画税の税収額の合計は、約57億円でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 あの、都市計画税を取っているのは、最初に考えた人が立派なんだろうけど、今、私が調べた範囲内では、今までに本郷地区の収入は4,613万7,000円、明治地区が1,927万円、上三川地区は1億3,300万円という金額なんですけど、明治と本郷の都市計画税を

足しても上三川の都市計画税に及びも寄らないということなんですね。そして、毎年21億1,740万円近くの金額を徴収していますが、今、答弁にあったとおり、町のインフラに使ったお金が1億3,000万円だというふうになって、21億の収入があつてこれだけしかできないんですということなんです。

じゃあ、お尋ねしますが、調整区域に住んでいる方。これは議長、ほんとに、この、議長……。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、税金は21億じゃなくて2億1,700万円です、収入。

○10番【勝山修輔君】 年間の話をしています、年間は2億1,000万円ぐらいなんですね。今、私はここで何が、もしできることなら、市街化に住んでいる執行部の方と調整区域に住んでいらっしゃる方と挙手をしてもらえとうれしいんですが、それはいけないと思うので、町長に代弁してお聞きしますが、市街化に住んでいる人と調整区域に住んでいる人の差は何だと思いませんか、何かあるのでしたらちょっと答えてみてくれますか。調整区域に住んでいる人と市街化に住んでいる人の差が何かあるのでしたら、ちょっと答えてみてくれますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 土地の市街化区域に住んでいる方と調整区域の方ということですが、調整区域は当然、土地の売買等に制約がかかりますので、市街化区域はそういった制限がないということで、その辺が一番大きな違いかと思えます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私が聞きたいことは、今、上三川町の上下水道は100%ですよ、九十何%です、砂ヶ原地区を除いてね、川向こうを除いてですね。私が聞きたいことは、何の差もないんじゃないかと。何の差もないのに市街化に住んでいる人たちは約60億近いお金を、29年、約30年たつと60億近い金額なんですね。住んでいる納税者の人数で割ると150万円ぐらい余分に払うんですね。なぜこんなことを聞いているかということ、市街化に住んでいる人はいつでもうちが売れる、調整区域は制約がある、ですから市街化に住んでいる人の固定資産税と調整区域に住んでいる固定資産税の差がそこで生じるんじゃないでしょうか。その生じる額が、市街化に住んでいる50坪と調整区域に住んでいる500坪と税金が、どれだけ違うか考えたことがありますか。どのくらい違うと思いませんか、税務課でも結構ですよ。調整区域の500坪と市街化の50坪の税金、税の納める額はどのくらい差があるか、税務課に振っちゃってごめんなさい。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 調整区域と市街化区域の比較でございますが、土地とか、地目とか、場所によって違うものですから。

(「アバウトでいいです」の声あり)

○税務課長【伊澤幸延君】 アバウト。地目とかも違うものですからちょっと算出はしていないのですが、資料がございませんので答弁できません。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 済みません、税務課長、申しわけありません。私が言いたいのは、そのぐらいの差があるんですよということなんですね。だから売れなかつたり制約がかかっているんだというの

は仕方がないことなんです。ただ、一般に住んでいて何か不自由なことがあるんですかというのと、私はないと思っているんですね。それで、この都市計画税は町税の根幹だからずっとこれからも取り続けるんだというような趣旨ですが、それじゃあ、町の中に住む人がいなくなっちゃったらどうなります？

今度は雨水の話をしてみると、雨水は調整区域にも降りますし、町にも降るんですね。町の税金で町の雨水処理をするんだと、こう言うんです。じゃあ、側溝の大きさはきちっと計算して、あの大きさにしてあるんだと私は思っているんですが、それが7割が埋まっていて3割しか水が流れないということなら、どっかにそのしわ寄せが行って増水するというのは当たり前なことでしょう。100%埋まっていないなら緩やかに流れているのに、70%土砂で埋まって30%しか水は流れないんです。道路にあふれ出るし、低いところに水が流れていくから増水するということなんです。それが何もしないでいて、今度は雨水処理をやりましょうということを今、税金を取り立てる検討会なんていうところにあるんだそうですが、その検討会で、一生懸命、調整区域に住んでいる人が市街化に住んでいる人の税収のことを考えているんですね。それじゃあ何でも不公平過ぎるんじゃないかということを言っているんですよ。

再度、言いますがね、都市計画に30年間で払ってきた金が60億なのに、調整区域の人たちはその差額を何とも思いませんか。まず、ここにいる執行部の人たちも何とも思わないで取り立てしているというのは、江戸時代の悪代官みたいなものですよ。取れるところから取っちゃおうと、取れないところからは、黙って知らんぷりしちゃおうじゃないかというのと同じじゃないでしょうか。私はそんなふうには思いたくないので一生懸命にこれを調べてきたんです。60億という金額はとてつもないお金ですよ。それを払ってきた人数は約、町民の1割強ですよ。わかります？ 1割強。4,000人いないんですよ。死んじゃった人、新しく払うようになった人、アバウトですがね。それを今、私は一生懸命に言いたくてこれを調べたんです。取り立てるほうは一つも考えないで、使っていることだけ考えて、今度は、都市計画税が取れなくなってくるよということなんです。借金もなくなってくるから、都市計画税が取れなくなるから、今度は雨水事業を始めようと。雨水事業でしばらくの間、都市計画税を取ろうじゃないかということを相談しているのは、副町長もそのころのついでにいたんじゃないですか。

今度は、雨水を処理するのに、調整区域に降った雨が町の中に流れてこなきゃ、それでも仕方がないと思うんです、町に降った雨なんです。町に降った雨が今度、下へ行くと調整区域に流れるんですよ。そうですよね。ずっと続いて田川まで市街化がないんだから。そうするとまた都市計画税を払わなきゃならない人が、その工事代をやって、町長が言うように、「使いません」というのなら、どういうふうに見分けをするんですか。それをちょっと教えてください。都市計画税は使わないというのであれば、どこからどこを使って、どこからどこは使わないという明確さは出ますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 先ほど企画課長が答弁した、充当していませんというのは、過去に行われた土地区画整理事業、そういうところの起債の償還に使っているということで、今現在の工事に使われてはいないということでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 借金に使っているって、返済ですよ、それは。借りた金、それは町税でもって返したということは、町税を担保にして借りて使っちゃったんだから都市計画税で払って返したとい

うのと同じことでしょうか？使ったことと同じじゃないですか。国から借金した補助金をもらってインフラを整備したわけでしょうか？そこへ都市計画税は返済しているということでしょうか？起債ということは。償還しているということは。それじゃ使っていることと同じじゃないんですか、違いますか、企画課長。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

都市計画税につきましては、ご承知のとおり、昭和61年に議会の議決をいただいた中で昭和62年度から課税のほうを行っております。議員おっしゃるとおり、雨水対策については調整区域も市街化区域もどちらも大切だと思っております。ただ、雨水対策について整備の手法が違ってまいります。まず、市街化区域につきましては、都市計画事業の雨水事業ということで、昭和57年に認可されておりますので、都市計画事業として国庫補助金とか都市計画税を事業に充当して整備できるというような事業内容でございます。一方の市街化調整区域は、都市計画税とかが投入できなくて、一般財源で行う河川の整備事業というような色分けで実施しているものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私が言っていることが理解できないのかな。今まで下水は、上下水道の上下は違うけど、下水は都市計画税でやったのと違いますか。都市計画税でやったんじゃないですか、借金をして。それが今、調整区域に下水道がみんなできたということと違うんですか、違いますか、答えてみてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えします。

下水道の汚水について都市計画税が入っております、これは都市計画事業に決定されておりますので都市計画税を充当して事業は実施してございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、私が今、一生懸命に言いたいのが、もう残りもないので3個目のやつは次回にさせてください。それで、昭和62年にこの都市計画税は徴収し出したんですね。これはことして30年になるらしい。これでまだ取り足りないのか、今度は雨水事業を始めて都市計画税を充当させようと、こういう考え方だというふうに私は取っているんですね。違うかどうかわかりません、皆さんの考えていることと私が言おうとしていること。

そうすると、市街化に住んでいる人と調整区域に住んでいる人は何の差もない。じゃあ、今度は雨水処理でも何でもいいです、管を布設しました、これは30年で老朽化します。そうすると今度、この老朽化した管を埋めかえる金もまた都市計画税でおやりになるということでしょうか、町長、それはどうなんでしょうか。30年で皆、取りかえなきゃならないという規定があるそうです、約ですよ。そうすると30年で今まで布設したもの、どこかの土建屋さんもうかることだから、これはうんとやったほうがいいですよ。だけど、布設したものはまた取りかえなきゃならないですよ、それも都市計画税

でやるんですかということを知っているの。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 市街化区域と市街化調整区域の今、話が出ましたけれども、そもそも45年10月1日に線引きされたときに、市街化区域と申しますのは、市街化を促進する地域でございます。その地域の整備をするのに、議員ご指摘のような都市計画税を使いまして区画整理なり、公園事業なり、街路事業を実施しました。時代が変わりまして、調整区域も下水道を整備していきましようということ、最近、調整区域のほうも下水道の整備が進んでまいりました。それだから差がないんじゃないかというふうに議員さんはおっしゃっているんですけども、市街化区域というのは、あくまでも市街化を促進する地域でございます。それなので、都市計画税を用いて整備を優先してやってきたということでございます。

今後、維持管理、30年たったら管が使えなくなったらどうなるんだということをご指摘されましたけれども、そのときにはまた、事業費の関係で都市計画税的なものを課税して充当するということも考えられるとは思いますが。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると今、都市計画をするという、町の中を活性するというような意味でしようけど、今、町の中は歯が抜けたように人家がなくなっているんです。そうすると今、副町長が言ったように、市街化の人たちのためにやった税金だというけど、今その市街化のためにやった人が、人口が減少しているわけですよ。もう一つ、言わせていただければ、都市計画の中に、数は、今、私は十軒ぐらいしか覚えていないんですが、上下水道が入っていないんですよ。それでも都市計画税は課税して取っているんですよ。これに税の不公平さは感じませんか、副町長で結構ですよ。あるということとは把握していますか、ありませんか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長【隅内久雄君】 私は正確には把握してございませんが、そのような方がいらっしゃるかもしれないということは、薄々は存じております。それだから差があるんじゃないかという話ですけども、市街化区域と調整区域という、そもそも論になってきますと、道路とか、河川とか、地形地物的に言って市街化区域と調整区域というのは設定してございます。ですから、その設定した都合により多少、地理的に悪くて下水道が接続できないといううちもあるのだとは思いますが、そういった差が生じているということでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうすると、設定した人が、ここが市街化ですよと設定した人が悪くて、住んでいる人はもっと悪いということになるんですか。設定したのは、住民が設定しろと言ったんじゃないんですよ。行政が、こういう地形だからここが市街化だ、ここは調整区域だというふうに決められたと思うんですが。明治地区にも、最初からこの税金を払っている地域もあります、人数は多くありません。そういう話をしたんでは、約1割強の人が、この都市計画税を60億も払っているのに、上下水道もなけりゃ何にもない、道路もつけてないというところがあっても課税はするという。それじゃあ、

江戸時代の悪代官と同じじゃないですか。道路もないのに、そこは都市計画だからと。

だから、私が先ほど言ったように、市街化に住んでいる人の50坪と調整区域の50坪は金額にして倍以上の違いですよ。それでも私たちは固定資産税を払っているわけ。そのほかに都市計画税を払っているわけ。わかりますね。だから、自由に土地が売れるんだと。じゃあ、田舎へ行ってうちが増えてるのは何で増えるんですか。そうでしょうか？ いろんな対策でうちが増えていくんです。そこへも下水道はついているんですよ。そうでしょうか？ だから、私が今、言いたいことは、そういうことのないように行政がすべきじゃないかということなんです。取るなという話をしているんじゃないんです。そういうことをなくしてくれますかということなんです。それは副町長、何とも感じませんか、答えてみてください。

○議長【津野田重一君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 確かに、今、言われるようなことになると法のはざまといいますか、そういう問題が生じているということはずいと思いますが、私は実態としてはそれを把握してはございませんので、市街化区域の線引きにしましても、線引きをするときに当然、町民の方から意見等は伺ったわけですので、そのときにも何もなかったということであれば、やむを得ないのかなというような感じがしております。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そういうことを言ったんじゃない、行政はできないですよ、あなた。まあ、先日、下野新聞に、矢板市が宣伝を載せました。建設課と総務課の名前で新聞広告、見なかったですか。それで、矢板のピーク時は3万7,000人いたそうです。今、人口が3万3,000人だそうです。これじゃどうしようもないというふうに行行政も考えて新聞広告を出しているんですね。うちの町は何の手も打たないんですが、立派なことだと思っているんですよ。それで、住んでよかった町だ、安心・安全だ、上三川町だと、文句だけはいいいんですが、もう行政だっってこういうことをやるんですよ。それで、この宅造している金額を見るとですね、上三川町は駅ありません、矢板市は駅が2つあります。こんな文面でした、下野新聞に載った。それで宅地化しました、売り出している金が坪6万9,000円ですよ。今、上三川町は、道路がついているところでうちが建てば13万ですよ。これでも矢板市に来てくれないと言って騒いでいるわけ。うちでは、このぐらゐの金額じゃ土地を買い上げられないんですよ。だから、行政がこうやって汗をかいて宅造して売りに出しているわけですよ。

それで、今、町長が言うように、少子高齢化を食いとめるんだ、何を食いとめると、机上の空論を行ってもしようがないんですよ。ほかの行政はこういうことをして人口を増やさなきゃだめだ、何しなきゃだめだと、いろいろな施策をしているんですよ。町長、何の施策もしないから失敗もないんですよ。失敗を恐れていたんでは何にもならないと思うんです。もう、行政が、人口を自分たちで増やそうという考え方がなかったらやっていけないんですよ。税金が入らなきゃ、あんたたちだっって食べれないんですよ。

もう質問の時間も終わりますので、私は、もう少し新たな考え方をして、町民を増やすことを考えて、何か施策をして、失敗したっていいじゃないですか、つぶれることはないんですから、行政は。そうでしょうか？ 借金ごまんとしたって大丈夫ですよ、3万2,000人の町民がついているのですから担保

に。だから何でもやってくださいよ、いい町になることなら犠牲はしようがないんですから。

これで私の質問を終わります。

○議長【津野田重一君】 勝山議員、税務課長に質問した……。

(「それは結構です」の声あり)

○議長【津野田重一君】 それは結構ですか、後でも、必要ないですね？

(「必要ないです」の声あり)

○議長【津野田重一君】 はい。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時10分より再開いたします。

午後0時09分 休憩

午後1時10分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 10番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 ただいまより、通告順序に従い一般質問をいたします。

まず、健康づくり・医療体制の充実について、5項目伺います。

第7次総合計画の中で、健康づくり・医療体制の充実において、健康づくりの推進体制の充実、健康づくりの促進、保健サービスの充実、地域医療体制の充実の施策に取り組んでいると思いますが、そこで質問いたします。1つ目に、本町では第1期健康増進計画に基づき健康づくりが展開されてきましたが、目標に対しての結果と、第2期健康増進計画での健康づくり・医療体制の充実に関する取り組みについて伺います。

2つ目に、健康マイレージの28年度の参加実績と29年度の予定はあるのかをお聞かせください。

3つ目に、町長が町民一人1スポーツをやりましょうとよく言っておりますが、現在の普及率をお伺いいたします。

4つ目に、健康診断での健康項目別に年齢対象者の枠があるが、年齢に関係なく病気になることが最近多く発生していることから、年齢枠の見直しの考えはあるのか、お伺いします。

5つ目に、人は生涯にわたり、自分の歯を長く保つため、毎日歯を磨き、定期的に歯科検診を受けることで、虫歯や歯周病などを早期に発見し治療していますが、歯の検診は国の健康増進事業である歯周疾患検診だけであり、40歳から10年ごとに一度と、早期発見・早期治療にはほど遠い状況にあります。歯周疾患を早期に発見するために、本町が独自に歯周病疾患検診の拡大をすべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

以上、5項目よろしくお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

(健康課長 梅沢正春君 登壇)

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問のうち、健康課所管の1、2、4、5点目につきましてお答えいたします。

まず、1点目のご質問ですが、第1期健康増進計画は平成18年に策定し、平成23年に中間評価を行い計画の見直しを実施いたしました。乳幼児期から高年期の6つのライフステージごとに、一次予防の重視とともに、1、運動・身体活動、2、栄養・食生活、3、たばこ、4、休養・こころの健康、5、生活習慣病の5つを重点領域として目標を設定し、各種施策に取り組んでおります。各目標に対する取組状況は毎年、各担当課から実施状況の報告を受けておりますが、おおむね継続して実施されております。特に特定検診及び乳がん、子宮がん検診は年々、受診者が増加しております。これは、町民の健康に対する意識の向上のあらわれだと認識しております。その他につきましては、来年度実施する第2期計画策定に向けた町民意識調査で評価、検証を行ってまいります。

平成31年度から10年間の目標と方針を定める第2期計画は、平成30年度に策定を予定しております。近年、糖尿病患者の増加が課題になっており、今年度から国、県では予防プログラムを策定し、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組んでおります。このような国等の動向を注視し、また来年度の国・県健康増進計画の中間評価の状況を踏まえ、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えします。

健康マイレージは、日々の健康づくりへの取り組みや健康診査の受診等にポイントを付与して、一定のポイントが貯まった方に参加記念品を差し上げることにより、町民の皆様の健康づくりに対する意識と意欲の向上を目指し実施している事業でございます。

今年度の参加者は449名でございました。今年度は、昨年度も参加記念品にしていたベリーカード加盟店のお買い物券のほかに、デマンド交通利用券なども記念品に追加したこと、また、町や各種団体の会議、イベント、各自治会の総会やさまざまな集まりなどの際に職員が出向きマイレージの周知を図った結果、昨年度より150人、参加者が増加しました。

平成29年度は開始から2年を経過し、町民の方にも徐々に認識されてきておりますので、現行の内容を継続しつつ、参加促進に向けて普及・啓発を重点的に行ってまいりたいと考えております。

過去2年間の実績を考察しますと、参加者の年齢に偏りがあり、60代、70代の参加者が多く、20代、30代の若年層の参加が少ない結果となりました。これを踏まえ、若年層に合ったアプローチ方法を検討し、幅広い年齢の町民に参加していただき、町民の皆様の継続した健康づくりを支援したいと考えております。

次に、4点目のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、健康診査の対象年齢は、高齢者の医療の確保に関する法律や健康増進法で定められております。本町では、身体計測や血液検査などの基本的な健康診査として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健診、75歳以上の方を対象とした後期高齢者健診を実施しております。また、町独自に、20歳から39歳までの職場等で健康診査を受診できない方のために、基本健診及び肺、胃、大腸がんの検診を行う若年者健診を実施しております。この若年者健診を実施す

ることにより、20歳以上の成人に対する基本的な健診は網羅されているものと考えております。

また、がん検診についても、先ほどお伝えしました若年者健診で実施しているほか、乳がんや胃がん検診は、国が指針で示した対象年齢より引き下げて実施しております。また、町独自の取り組みとして、21歳のピロリ菌検査、胃がんを発症するリスクを調べるABC検査を40歳から70歳までの5歳節目検診として実施しております。このことから健診の対象年齢については、現在の健診を継続しつつ、国等が公表している疾病の年齢別罹患率等を注視し、見直しを検討したいと考えております。

また、現在、町が年齢を引き下げて実施している健診等につきましても、病気を発症するリスクの低い年齢の段階で受診していただき、早期発見・早期治療につながるよう啓発を図ってまいります。

次に、5点目のご質問にお答えします。

歯周疾患検診は、健康増進法に基づき、40歳から70歳までの10歳節目検診として、歯及び歯周組織等、口腔内の状況についての検査等を実施しております。この検査の目的としては、疾病の発見だけでなく、検診の実施により自己管理能力を向上させ、実践へ結びつけることにより、快適な高齢期を迎えることを目指して実施しているものでございます。

本町では、そのほかにも後期高齢者医療広域連合から委託され、76歳の歯科検診を実施しております。また、町独自に、妊産婦の口腔衛生の向上、及び胎児の健全な発育を図ることを目的に妊産婦歯科検診を実施しております。町では、10歳ごとの節目や後期高齢者医療保険に加入した後、妊娠や出産後などの、人生において節目を迎える時期に歯周疾患検診を受診し、歯の健康自立への意識を高め、みずから実践へと結びつける動機づけになればと考えております。このことを踏まえ、歯周疾患検診の対象年齢の拡大については国、県の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 生涯学習課長。

(生涯学習課長 星野光弘君 登壇)

○生涯学習課長【星野光弘君】 引き続きまして、3点目のご質問についてお答えいたします。

「町民一人1スポーツ」につきましては、町民のスポーツ推進を図る上でのスローガンとして捉えているものでございまして、具体的にどのぐらいの町民に普及しているかという数値につきましては把握しておりません。町では、町民スポーツレクリエーション祭、しらさぎマラソン大会、しらさぎ駅伝大会などのスポーツイベントの参加者増や、体育センターや都市公園をはじめとした運動施設の利用促進など、多方面からのアプローチを繰り返し続けることで、将来的に町民一人1スポーツが現実のものとして町民の皆様が感じ取れるようスポーツを推進し、町民の健康づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは再質問させていただきたいと思っております。

まず、健康増進計画について再質をさせていただきます。健康増進計画、第1期ですね、目標を持ってやられていたということですので、目標に対しての評価はどうだったのか。また、その達成率はどうだったのかをちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど答弁をいたしました但、平成29年度、平成30年度の次期策定に向けまして、29年度は町民アンケート調査を実施いたします。その中で第1期の評価につきましても同時に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、アンケートの結果をもってということでしたけれども、健康増進計画を進めるに当たって、PDCAサイクルを回しながら運営されてきたのかなというふうに思っています。その結果というか、自分たちでできた振り返りというか、結果の中からちょっと教えていただければなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 この間の経過につきましては、先ほども申し上げましたが、毎年度、各担当している部署、課から、その年度の執行状況について報告を受けております。それを毎年、一覧表にして、ライフステージ別取組達成状況ということで取りまとめさせていただきます。こちらにつきましては、現在、23年度から27年度まで、計画当初に立てた目標について、それを実行しているか、あるいは、目標を達成してもう既にそれは終わっているか、あるいは、年度途中から新しく始まったものもござります。そちらの報告を受けているという状況でございまして、具体的に数値的なものはまとめられておりません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 この健康増進計画はすごくいい活動だと思ひますので、ぜひですね、PDCAサイクルを回しながら、しっかり把握しながら改善していく、もっとよりよいものにしていくというふうに進めていただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、特に、高齢期において、先ほど高齢者の方が結構、健康マイレージなんかに参加していただひているということですがけれども、最近は自分らしいライフスタイルの充実を望む高齢者が増加してひます。そのため、生きがいつくりや、居場所つくりなどの多様化する高齢者に沿ったサービスを提供し、活力ある高齢者を支援するとともに、きめ細やかな健康つくりを推進していただくことが必要と考へますが、この辺についてはどのようにお考へでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答ひいたします。

先ほど、健康マイレージの結果として60代、70代、こちらでおよそ58.6%ということ、この年齢層は健康に対する意識が非常に高うござります。そのような方々を、具体的には、例えば、町でやっています健康教室に呼び込むとか、あるいは、あと、それぞれ自主的に、現在、自主運動サークルというものができております。そちらの支援ということで、町の保健師ができるだけ入って、一緒に健康つくりについて考へるような取組を進めております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ということは、いろいろな施策というか、居場所づくりとか、やられていらっしゃるということですので、もっとPRをしていただいて、多くの高齢者の方に参加していただくような形をとっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、健康マイレージについては、先週、町長のほうから、予算案の中で、今後、引き続き実施していくということをお願いしたので、ぜひ、私も、ことしからしっかり参加していきたいなというふうに思います。また、町民の皆さんの健康づくりに対する意識や取り組む意欲を高めてもらうために、引き続き、ぜひお願いしたいと思います。

同様に、町民1スポーツについてもよいことだとすごく思いますので、もっとPRをしていただけたらなというふうに思っています。この町民1スポーツについてですけれども、指標としては、やはり医療費を減らすことが指標になるのかなと思っているんですけれども、実際に医療費は毎年少しずつでも減っていているのかどうか、ちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 町のほうでは、一応、国民健康保険の保険者ということでの答えになりますが、具体的に今、行っております健康づくりが、そのまま直接的に医療費に跳ね返ったのかと言われますと、なかなか数値としてそれが如実にあらわれるというような状況なわけではございません。もちろん、ここ数年間の医療費、特に国保だけですけれども、その数値につきましても多少増減がございまして、一昨年が少し急激な上昇があった分、本年度、逆に減少しているという状況はあるのですけれども、長いスパンで見ますと、相変わらず、徐々に、少しずつ、大体率で言いますと1%弱といえますか、0.9%とか0.8%とか、そんな数字で、ここ五、六年のスパンで言うと下がっているという数字は、ちょっと傾向としては申し上げにくいのですが、単年度で言いますと、ことしは昨年と比べては減っているという事実はございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。やはり、こういうことをすることによって少しずつでも下がっていく。また、すぐには多分下がらないと思いますので、こういったことを継続してやることによって医療費もだんだん減っていくということになると思いますので、この施策を長く続けていただければなというふうに思います。

それでは、健康診断の質問をちょっとさせてください。最近では、若い人が乳がんになるケースも増えています。少子高齢化の中、若い方が先に逝ってしまうという残念なことも増えてきています。また、昨年、松本市のほうに、常任委員会で視察に行ったんですけれども、その中でも、生活習慣病を早期に発見して予防するために、中学生を対象としました血液検査なんかを実施しています。検査結果を見て本人から家族に伝えることによって、家族における食生活の見直しや改善が促されているということでした。本町においても、そういった先進事項を参考にした新たな施策整備をする必要があると考えますけれども、どのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問ですが、先ほどの答弁の中で触れさせていただいたのですが、例えば、がん検診ですが、子宮頸がん検診、こちらにつきましては、国の指針としましては20歳以上に2年に1回の検診で行えという指針でございますが、本町におきましては年1回実施しております。また、乳がん検診につきましても、国の指針では40歳以上で、やはり2年に1回ということですが、本町ではやはり毎年1回ということで現在、検診を行っております。また、先ほどお話ししました若年者健診につきましても、20歳以上の方を対象に実施しております。当初、始めたとき、平成25年に開始したんですが、その当初は95名の参加ということで非常に少なかったのですが、昨年度は246名、今年度につきましては、これは概算になりますが、260名程度の方が健診を受診していただきまして、年々、受診者は増えてきております。健診の機会を設けるということで、若年者の周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 課長、小学生に対するそういう考えは持っているのかという質問だったみたいなのですが、もう一度お願いします。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 中学生の血液検査についてでございますが、こちらにつきましては、以前、やはり議会の中でご質問がございまして、そのときに、県内でもなかなかやっているところはなく、先進事例もないので県外の事例等を含めて検討しながら勉強していきたいというような答弁をさせていただいたと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今の上三川町の健康診断で、特にがん検診、40歳から乳がん検診が受けられますとか、いろいろ表になってあるじゃないですか。もし、そういうのも廃止できたらなと思っております。受けた方が受けれるような、私、これを受けたい、20歳なんだけど乳がんの検査を受けたいとか、子宮頸がんとか、20歳で受けられるのだったら受けたいとか。例えば男性だったら、何かほかのがん、ちょっと思い浮かばないのですけれども、項目を受けたいとか、そういったところで、年齢のところを外して、本人が受けたい項目を受けられるような、そんな検診にならないかなというふうに思っています。

やっぱり、何といても、自分の健康って自分で管理していかなくちゃいけないのかなというふうに思っていますので、そこを年齢で切るのではなくて、自分で受けたい検診を受けられるようなシステムにならないかなというふうに考えているのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまの年齢制限を撤廃するというお話でございますが、先ほどもお話ししましたが、がん検診につきましては国のほうで指針が定められております。その指針に沿って実施した場合には当然、国の補助の対象にもなりますが、それを指針に基づかない方法でやるとなると、その分につきましては町単独での事業ということになりますので、費用的なものもございまして、少し研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ですので、町独自の単独な施策でお願いしたいなと思っています。そういったところも、ほかの町とはちょっと違うんだと、先進的な取り組みをしている町なんですよというところもアピールできると思うし、こういった健康診断も上三川って受けられるんだと、上三川に住んでみたいというふうに思っていただけの方も多いと思いますので、ぜひ、ご検討願いたいと思います。

引き続き歯の検診の質問をさせてください。歯周病は単なる口の病気ではありません。最近、さまざまな研究によって、歯周病と全身の健康との関係が次々にわかってきました。例えば、糖尿病の人は歯周病になっている人が多く、また、歯周病が治りにくいという報告もあります。また、歯周病と心臓病、肺炎、低体重児出産、骨粗鬆症などの関連も指摘されています。これらのことから、歯の寿命を伸ばすことが大切と考えます。健康診断同様に、定期的に歯周検査を必要と考えますが、どのようにお考えになっているか、お聞かせください。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい、歯周疾患検診につきましては、現在、本町におきましては、毎年7月から12月ということで期間を区切ってですが、40歳から70歳の10歳刻みということで実施しております。こちらは、このような方法を取っておりますのは、当然、事業を行うに当たりましては、やはりこちらも国の指針というものがございまして、そちらに沿って現在やっている状況でございます。ただ、国のほうとしましても、歯周疾患についての重要性は非常にわかっている、認識しているところでございます。当然、町としてもその点については認識しているところでございますので、今後、国等の動向を見ながら、もし、国のほうで動きがあるようでしたら即応できるように、準備だけはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 先ほども国の施策の関係で町も動いているということでしたけれども、町独自としてやっていけないかなといったところをちょっとお伺いしたいですけれども、よろしく願います。町長、お答え願えればと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今、健康課長が答弁申し上げましたとおり、限られた予算の中でこういった補助、助成ができるかというのは検討は重ねていかなければならないと思います。できること、できないことがございますし、またそれが、やはり有効性を検証していく必要があろうかと思えます。これに関しては、よく研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 では、ぜひ、検討をしていただいて、町独自の施策というところを検討いただければなというふうに思います。

健康寿命の延命を実現するには、社会生活を営むための機能を高齢になっても、可能な限り維持する

ことが重要であります。高齢化に伴う機能の低下をおくらせるために、年齢に関係なく、若いうちから健康づくりをし、病気を早期発見し、治療することが焦点とした取り組みを評価する必要があると思いますので、今後も積極的な取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

それでは、1つ目の質問を終了させていただきます。

次に、特別養護老人ホームの入所待機の実態についてと今後についてお伺いします。

平均寿命が伸び続け、団塊の世代も高齢化世代に突入した日本は、これまで経験したことのない超高齢化社会になっています。そこで、我が町においても、町の高齢化率は平成28年で21.5%、平成37年は28.3%に達する見込みであります。特別養護老人ホーム入所待機は、個人の問題というよりも公共の福祉問題として解決しなければならないと考えますが、町の考えをお伺いします。お願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

(保険課長 海老原俊輔君 登壇)

○保険課長【海老原俊輔君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

特別養護老人ホームにつきましては、原則として、要介護3以上の高齢者が入所できる施設となっております。町内にございます特別養護老人ホームの入所待機者は100名程度と町では把握してございます。ただ、町外の施設を含め、複数同時に入所の申請をされている方もおりますので、実際の待機者はもう少し少ないのではないかと考えているところでございます。

現在、町では、町内の方のみを対象としました地域密着型特別養護老人ホームの施設整備を、平成29年度に計画しております。しかしながら、今後ますます高齢化率が高まることを考えますと、施設の整備にはおのずと限界があると考えております。介護を必要とする多くの高齢者の方は、在宅での介護を希望されながら、さまざまな事情により入所の申し込みをされているのが現状でございます。

町といたしましては、高齢者が介護を必要とする状態になりましても在宅で生活が継続できるような環境整備を積極的に進めるとともに、従来から取り組んでおります介護予防の事業を、より一層充実させることで、要介護状態となる高齢者を増やさないように努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、入居待ちの待機者は約100名ほどおられるということでしたけれども、入居したいという方で、もし、緊急性を要する方というか、重要なランクづけみたいなのはあるのか。また、そういった方は先に入居できるとか、そういうシステムというのがあるのかというのを教えていただければなというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 基本的には、介護の認定が先ということが順序でございますので、特に最近の法改正で、介護3以上という限定つきということになっておりますので、一般的には、介護申請、介護認定という手続を経てからの入所ということになります。ただ、緊急性といいますと、どういう状態を緊急性というかという問題がございまして、その認定として、緊急性の措置ですけれども、措置という法的な対応は実際はございます。その場合も、どこに入所できるかというようなことも、実際、

現場はいっぱいでございますので、ある程度、余裕があるというわけではございませんので、その辺の、緊急とはいえ、実際にそれをどう措置できるかというのは、また一緒に別の問題ということでございまして、お答えとしては、緊急の対応の体制はあるということでございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。本当にすぐに入居しなければいけないという方もおられると思いますので、そういった方たちをしっかりと精査していただいて、しっかりと内容を聞いていただいて、入居させていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

高齢化の進行に伴う諸課題の解決とともに、利用者の必要性和選択を満たす医療、介護ケア、地域包括ケアシステムの構築に向けた着実な取り組みを、今後ともしっかりと進めていただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後に、高齢者虐待について2項目、お伺いいたします。

高齢者に対する虐待は、認知症や身体障がいなどで介護が必要な高齢者に対する家庭内での虐待行為を示します。内容は、殴る、蹴るなどの物理的虐待、ひどい言葉をかけることなどの心理的虐待、わざと世話をしないといった介護放棄などがあります。長寿化により介護が長期化し、家庭の負担が限界に達し、介護鬱などが原因となって虐待をしてしまう介護者もいるそうです。高齢者にとっても、介護者にとっても不幸な事態にならないよう、地域や行政の介護者に対する支援が求められます。

そこで質問ですが、1つ目に、町として把握している高齢者への虐待の件数と、その内容についてお伺いします。

2つ目に、介護疲れと孤立化による虐待を防ぐ取り組みとして介護支援体制が必要と考えますが、現在とられている体制について伺います。この2点、よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

(保険課長 海老原俊輔君 登壇)

○保険課長【海老原俊輔君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、高齢者への虐待につきましては、平成27年度の受理件数が6件、うち4件につきまして虐待があったものとして対応いたしました。内容につきましては、身体的虐待が2件、介護放棄が2件でございます。平成28年度につきましては、現在までに6件受理いたしまして、うち3件につきましては身体的虐待として現在、対応しております。

次に、2点目でございますが、高齢化の進展に伴い介護ニーズが増大する中、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化し、家族だけで担うには限界を迎えた高齢者の介護を、社会全体で支え合う仕組みとして始まりましたのが介護保険制度でございます。介護保険制度の開始によりまして、一般的には高齢者への虐待は大幅に抑制されているものと考えております。しかしながら、それでもなお全ての虐待が防止できるものではございません。現在、虐待の案件につきましては、町と地域包括支援センターがその窓口になっております。高齢者虐待は多くの場合、養護者の介護ストレスによるものが要因となっておりますので、町では、養護者に寄り添い、介護ストレスが少しでも緩和されるよう、相談等の支援を中心に対応しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。では、今、虐待の件数が6件あって、4件把握されているということですけれども、肉体的な虐待と、あと介護放棄ということでしたけど、なかなかやはり、肉体的とか、介護放棄というのは見つけやすいとか、わかりやすいことだと思いますけれども、言葉の暴力などの身体的虐待については、把握はされていないですか、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 高齢者の虐待の当事者の場合は、高齢者の方で、いろいろな方がいらっしゃいます。特に認知症の方とかですと、なかなか自分で訴えるということは非常に難しいことですので、通常、虐待がどういう形で表面化するのかということでございますので、一番多いのは、デイサービスとかのサービスを使ったときに、お風呂に入るとか、お迎えに行った人がちょっと異変を感じるとか、あるいは、衣服の状態が変だとか、そういう日常的なサービスの中で感じることで、あるいは、お医者さんが何か診察をした際に不自然さを感じるということ、なかなか、相談されないケースをどう見つけるのかというのは、非常にお答えにくい部分でございまして、実際に、包括とか、あるいは町のほうに連絡が来るケースというのは、当然、誰かがそのことを認識した上で連絡が来るという体制になってございますので、わからない、隠れてしまう案件をどう把握するのかと言われても、なかなか難しいというふうにお答えするしかございません。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうですね、多分なかなか難しい話だと思います。そこへ行ったところというのは、言葉の暴力とかがあって、その場にはないとわからないといったところがあると思いますので、介護に行かれています方に、まあ、難しいだろうな、その様子とか、そういうところを見ていくしかないかなというふうに思いますけれども、先ほど、身体的な虐待もあるよという話もありましたけれども、その中で、生命の危険を及ぼすような、そんな虐待の例という情報があったのかどうか、ちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 町のほうで、例えば、殴る、蹴るとか、かなり激しい暴力を受けたのかということで言うと、幸い、そういう案件はなかったものと私のほうでは把握してございます。ただ、やはり、高齢者の方というのは、皮膚が弱くなったりしています。養護している方も、いろいろなストレスとか、時間がせいていたりすると、いわゆる、手荒に扱うというのは変ですけれども、自分では大したことがないつもりでやったものでも、例えば、高齢者の手首をつかんだらそのまま跡ができたとか、場合によっては皮がむけるとか、そういうこともあるというふうに聞いております。実際に身体的虐待として写真とかを撮りますと、かなりひどいものも現実にはございますので、命にかかわるのかと言われても、それが命にかかわらないとはとても言えないのですが、本当に緊急避難的に、最初に申し上げました、殴る、蹴るとか、そういう状態での緊急性という案件は、とりあえず、私のほうとしては把握していないのですが、日常的にそういう、傷、あざが残るといった案件については、こういう身体的虐待として取り扱ったものでございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 介護者が虐待をするということは、やはり介護者がかなり長年介護してきて、精神的に負担があって、それで当たってしまうというか、虐待をしてしまうといったところが多分あるのかなというふうに思っています。そういった中で、介護鬱を予防するために、本町でも認知症の方、家族の集う場を月1回、行っていると聞いていますけれども、そういった場があるというふうな話は聞いていますけど、できれば、月1回、何曜日にやるよじゃなくて、常に集える場というか、その介護をしている人たちが、いろいろお話ができる場なんかをつくっていただけたらいいのかなんていうふうに思います。

例えば、ほかの市町村では、認知症カフェというところがあるというふうに聞いています。そういった方が集っていろいろなお話をする、また相談をするというところがあると思いますので、そういったところをもうちょっと、人が集まれるような、介護者が集まれるような、相談ができるようなそういう場をつくるというふうな町としての考えがあるのかどうか、それを聞かせてください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 実際に在宅で介護されている方、いろいろなケースがございます。ある程度、外出とかができる方にとっては、今、言った認知症カフェとか、居場所づくりということもかなり有効だと考えていますので、少しでもそういう場所を数多くつくりたいというふうには、担当レベルでは考えております。現在、商業施設でそういうスペースを提供してもらっているとか、そういう場所はあるのですけれども、なかなかそこに誰が、そこで介在して、いわゆるボランティアですけれども、そこで何かうまく人をつないでくれるとか、その辺がちょっとまだまだ手薄なものですから、町としては、そういうボランティアの養成の研修をしているというところもございます。また、日常的な高齢者の方の居場所づくりということで、身近な場所での居場所づくりというものも今、目指しているところなのですが、なかなかこれも、言うは易しで、なかなか実現するのは難しいのですが、1カ所、今、試験的に、そういう場所も地元の方のご協力をいただいて実践している場所もございます。

いずれにしても、町としましては、程度の差はあるのですが、多少自分で動ける方については、本当に身近な場所での居場所づくり、それも、できれば日常生活習慣の一部となるような頻度での集まれる場所とかができるという今は、考えているところでございます。

また、こちらのほうが一番難しいのですが、介護者を、心のケアといいますか、ストレスを解消するような居場所というのが、なかなかこちらのほうは、やり方、方法もいろいろ難しいのですが、先ほど議員さんのほうからおっしゃっていただいたように、実際に集まっている方もいらっしゃるのですけれども、これをどこまで広められるかというのは、いろいろな課題も多く、なかなか広められないというのが現実でございます。

○議長【津野田重一君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、考えられているということなので、ぜひ、そういった相談ができる、また話ができる、介護者のほうに、そういう場所があると、こういった虐待なんかもどんどん減ってくるのではないかと思いますので、ぜひともご検討いただければと思います。

まずは、職員の皆さんには、本当に頑張っているというふうに思いますので敬意を表するところでございます。高齢者虐待の大きな問題点が、虐待を受けている高齢者、及び虐待を行っている

介護者双方に虐待の認識がないという場合があるということです。また、虐待が周囲に気づかれにくい状況にあると考えますので、介護関係者や介護施設に家族を預けている方、行政としても、こうした実態をしっかりと認識しながら、高齢者側にその認識がなくても、虐待の疑いがある場合は何らかの防止策、対策を図ることを、また改めてお願いを申し上げまして、以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時14分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【津野田重一君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 通告順に従い、私の質問の番が回ってきましたので、ただいまから私の一般質問に入りたいと思います。

まず、1点目、町道の整備計画についてお伺いいたします。

今回新しく改正される都市計画マスタープランにおきましては、都市計画道路の整備として、「都市計画道路については、未整備となっている区間の整備を推進するとともに、周辺自治会や大規模開発地、面的整備地区など、連絡する路線について幅員、歩道の確保を必要に応じて都市計画決定を図るなど、効率的で利便性の高い道路ネットワークの構築を図る」とありますが、これら都市計画道路について、町はどのような整備計画を持っているのか、お伺いいたします。

2点目の質問でございますが、町道4-366号線の歩道の整備について、町は整備の必要性を持っているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

(都市建設課長 伊藤知明君 登壇)

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの1点目のご質問にお答えします。

現在、町内に既決定の都市計画道路が計16路線あり、そのうち改良済路線は9路線、概成済路線1路線を含む未改良路線は7路線であります。未改良路線のうち、愛宕通り、公園通り、上野通りの3路線が町管理の都市計画道路となっております。今後の整備方針につきましては、一部未整備の公園通りにつきましては、早期整備に向けて事業を推進していく考えでございます。また、未着手であります愛宕通りと、一部未整備の上野通りにつきましては、当該路線沿線の市街化の進捗による整備費用や、市街化調整区域内における土地利用などの課題もあることから、今後の社会情勢や地域実情等の変化などを踏まえつつ、地域住民のご意見を伺いながら整備の必要性や見直しなどを含めた整備方針の検討が必要と考えております。

次に、2点目のご質問にお答えします。

町道4-366号線は、県道宇都宮結城線の交差点のマルニ会館前から、東へ新上三川病院を経て県道真岡上三川線の桃畑交差点までを結ぶ延長約1.5キロメートルの路線でございます。うち歩道が整備されていない箇所は、県道下岡本上三川線の交差点から、県道真岡上三川線の交差点までの約1.1キロとなっております。当該路線は、真岡方面へ通学する高校生や病院職員などの通行も多く、特に県道真岡上三川線と新上三川病院までの約240メートルの区間につきましては、歩行者、自転車の安全な通行を確保するためにも、歩道整備は必要な箇所であると考えております。つきましては、実施計画事業に位置づけを行いまして、整備方法などの検討を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 再質問に入りたいと思います。

まだ町で管理する都市計画道路の3路線については未整備と、そして、また状況見計らいながら今後、整備計画を立てていくというふうな答弁と受けとめました。その中でも、公園通りは早期整備の完成を目指してということではありますが、私が思うこの3路線のうち、公園通りはもとより、愛宕通り、いわゆる上三川小学校の南側を東西に走る道路、この地域については人口が密集し、高齢化が進んでいく地域下にあります。

そうした中で、今、道路につきましては、約1メートルの歩道的なものが両脇にあります。これらにつきましては将来、団塊の世代が高齢化を迎えたときに、シニアカーすらすれ違えない。また、現在、小学校の通学児童が、ここを1列に縦列で登校しているような状況であります。上三川通りの南北の大通りが整備されると同時に、私としては、この愛宕通りの整備に着手すべきものではなかったのかというふうに今、思っております。その辺のところを含めて、この愛宕通りについて、町の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

愛宕通りの整備計画についてのご質問でございます。愛宕通りにつきましては、ただいま議員が申し上げましたとおり、上三川小学校の前の旧県道でありまして、西は西通り、町道2-24号線の西通りから、東へ県道下岡本上三川線までの980メートルの道路を、都市計画決定してございます。計画幅員は16メートルの都市計画道路として決定されているものでございます。愛宕通りにつきましては、昭和41年の7月に、町の中心市街地における東西方向の交通機能と、将来の市街地の骨格を形成する道路としまして、その時点は県道でございましたので、県によりまして都市計画決定された道路でございます。その後、昭和61年に県道真岡上三川線が県から町に移管されて町道になりました。そういうことで、現在は町決定の都市計画道路となっているところでございます。

整備についてでございますが、道路の整備につきましては、現在、沿線の市街地化が進んでございます。そういうふうな中で、整備に対します費用としまして、家屋または電気、水道、下水道等のインフラ等が既に整備されている、そういうふうな状況の中で、16メートルに現在の道路を拡幅することにつきましては多大な経費を要する。そういうふうなことがありまして、現在までまだ未着手にな

っているというような状況でございます。

そういうふうな中で、町としましては、道路維持の事業としまして、現道幅員の中で、今現在は舗装復旧や歩道の側溝のふたの補修等、そういうふうな道路維持事業を行い、道路の利便性を確保するような形で進めているところでございます。

今後につきましては、少子高齢化や土地利用や社会情勢の変化、また、都市計画決定時の目的や必要性に変化が当然、生じているということも踏まえまして、整備の必要性や事業の実現性、整備方法などについて、地元を含めて検討していく必要があるというように考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私も在職当時、上三川の大通りを物件移転補償、用地交渉などで仕事に携わった経緯もございます。確かにかなりの経費がかかるということは承知しております。ただ、私は、区画整理事業で整備された西通りの通学時を見ますと、子どもたちが3列、4列、横一列になって話し合いながら通学している。また、そこへ自転車も通行可能な幅員があるということで、安全・安心な通学路についての確保が十二分にとれていると思っております。ただ、財政難、金がないという理由の中で、片や、1メートルしかない歩道を縦一列に並んで通う子どもたちの安全性、そして特に通学時間帯は通勤時間帯でもあるということから、極めて危険を感じているものでございます。

私が思うのには、将来のことも考えてシニアカーとか、人が横ですれ違えるような幅員、これをその都市計画道路全体の延長線上に幅員を求めるというようなことではなくて、建物の物件移転に支障のないような箇所、ところどころにすれ違えるような部分を、歩道拡幅をして退避場的なものを設けるような整備も頭に入れて検討していかれたらと思います。家の建っていない、多くの通りは道路ぎりぎりに建物が建設されていますけれども、そうではない、余裕のある空き地の部分もあります。そういった部分で待避所的なものを設けてすれ違えるような状況も、経費のかからないような範囲で整備させていただきたいと思っておりますが、その辺のところも考えて整備・検討されてもらいたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまの質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、全て980メートルの決定区間を計画幅員の16メートルで整備するというふうなことについては、先ほど申しましたように、非常に多大な経費がかかるということで、なかなか町としてもその事業に着手できないというふうな現状でございます。そういうふうな中で、今、議員に提案していただきましたように、物件移転とか、そういうふうな支障のない箇所で、何か児童の安全が確保できるような対策はないのかというふうなご提案をいただきました。そういうことも含めながら、今後、整備方法についても検討していき、町としましても、小学校の通学路で非常に歩道が狭い、なおかつ、側溝のふた等で段差があって危険だというふうなことは、認識はしております。そういうふうな対策としましても、そういうふうな整備方法について、今後も研究していきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 町の方針といたしましても、安心で安全な通学路の確保ということを大きな課題として上げてありますので、ぜひとも、これはいろいろな方面から検討して、安全な通学路の確保に努力していただければなというふうに思います。

次に、2点目の質問に入りたいと思います。

町道4-366号線の歩道の整備についてでございますが、私は、日常生活の中で、夜、昼なく、この歩道未設置の道路を車で往来しております。特に上三川病院に通う職員が夕方、暗くなったときに歩くときには、私自身、車を運転しながらも極めて注意深く通過するような状況であり、また、実際に歩道を歩いている病院の職員も危険を感じているところではないかなというふうに思っております。そしてまた、この通りは愛宕通りの最東端から上三川病院まで、また、上三川病院から東まで、歩道の設置されていない場所がありますが、今、一番危険にさらされているのは、この上三川病院までの距離かなというふうに思っております。この辺のところ、実施計画に乗せて実施されたいと、設置していく方針であるというふうな話を伺いましたが、その実施計画の位置づけ、いわゆる整備年度はいつごろに予定しているのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

志鳥議員が申しますように、今現在、非常に、歩道がなく、歩行者とかの交通量があって危険な場所というふうなことで、県道下岡本上三川線から上三川病院の間の約240メートルの区間については、非常に危険であるというふうに都市建設課としても認識しているところでございます。その240メートル区間の整備の実施計画事業への位置づけの時期なのですが、現在の実施計画、29、30年の実施計画上には、まだ位置づけはされてございません。それ以降の実施計画に位置づけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 これから実施計画に位置づけていくというふうなお答えをいただき、ありがとうございました。私があ道路を見詰めた場合、約2メートルぐらいの歩道であれば、現道路の範囲内で、さほど用地買収もしないで、整備費のかからない事業で歩道が設置されるのではないかなというふうな見方をしております。そうした面からも、多分、私が一方的に言うのもおかしいでしょうけれども、2,000万円から3,000万円ぐらいの経費があれば十二分にできるのではないかなというふうに思っていますが、町長、この辺のところの予算の位置づけを早くお願いしたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 今、都市建設課長が答弁させていただいたように、危険度があるというふうに現場で認識されれば、それなりに実計に乗せてくる事業であります。これは都市建設課とよく相談をして、早目の整備が必要というふうな判断をされた場合、そういう報告があった場合には、それなりの予算措置をしていきたいと思っております。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、よろしくお願いします。

道路改良は今のよう形で答弁をいただきましたが、その改良工事本体に入る前に、私は、その240メートルの区間に、少なくとも道路照明的なものを設置して、夜間、あるいは冬場、日の落ちるのが早い時期、病院に通う人、病院から帰ってくる患者、また、病院に勤務に向かう人たちの安全確保のために、必要に応じて道路照明を早急につけていただきたいと思いますと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 それらの整備の方法、先ほど議員が言われましたように、用地買収は必要ないのではないかというような形の中で、そういう道路の整備方法、また、そういうふうな照明の必要性等も含めた形で検討はしていきたいというふうに考えてございます。また、4-366号線は、その240メートルの上三川病院から東の区間、真岡上三川通りの桃畑の交差点までの区間についても、現在は歩道が設置されてございません。そちらについても歩道の設置等について、関係自治会というふうなことで、上郷二区自治会のほうが中心となりまして、地元の調整や交通量の調査などを行って、今後、要望書を町に提出するというようなことを聞いてございます。そういうことも含めて、4-366号線の一体的な整備も含めた形で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 2回繰り返しになるかと思うんですけども、一時的に安全・安心を確保するために、冬場の夕方の通勤の安全確保ということで、でき得れば、道路照明的なものを何基かつけていただいて、安全・安心を確保していただければ幸いです。ひとつ、ご検討くださるようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の学校給食における地産地消の取り組みについて質問いたします。

1点目、上三川の農産物の品目別取扱量と取扱率について、実態はどのようになっているのか。2番として、農産物を納入している農家数はどれぐらいあるのか。3番として、農産物を納入してくれる農家をどのように探しているのか、また、どのように依頼しているのか、その実態をお聞かせ願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

(教育総務課長 枝 淑子君 登壇)

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

学校給食センターで使用する野菜等は、大量の注文になることや、短時間で給食をつくらなければならないことから、注文数量及び品質を確保する必要がございます。そのため、野菜や精肉等は、町商工会会員で構成されている上三川町物資納入組合より購入しております。

ご質問の上三川産農産物の品目別取扱量と取扱率につきましては、平成27年度の実績で、上三川産ニラ530キロ、取扱率80%、長ネギ512キロ、取扱率28%、キュウリ418キロ、取扱率38%、アスパラガス13キログラム、ミニトマト1万4,993個、取扱率は100%でございま

す。また、栃木県学校給食会に委託しておりますごはんは、精米4万5,518キロ、取扱率100%でございます。

次に、2点目の上三川産農産物を納入している農家数でございますが、基本的には、物資納入組合から購入しておりますので、正確な件数は把握できておりませんが、27年度は5軒の町内農家から物資納入組合が直接購入し、納入したと確認しております。

次に、3点目の、納入してくれる農家をどのように探しているか、またどのように依頼しているかでございますが、給食センターでは、先ほども触れましたが、注文数量及び品質確保のため、基本的には、物資納入組合から購入しております。以前から物資納入組合には優先的に上三川産農産物を納入するよう依頼してきたことから、物資納入組合の納入担当業者が農家と直接、生産数量や品質などを確認の上、仕入れて納品していただいております。また、今年度につきましては、上三川産農産物の利用を増やすため、宇都宮農協、及び物資納入組合と協議し、6月使用分のタマネギについては、物資納入組合に野菜集出荷所から仕入れて納品していただいたところでございます。

今後におきましても、上三川町物資納入組合に対し、上三川産農産物の優先納入を推進するよう働きかけるとともに、野菜集出荷所の利用についても働きかけていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 かつて首都圏農業が盛んでありましたこの上三川地域では、今でもそれほど変わりなく、生産量は減ったものの作付してある成果品はまだまだ数多くあると思います。今、納入してくれる農家数が5件というふうな数字でございましたが、私は、この野菜産地である上三川の地域からすれば、かなり軒数が低いのではないかというふうに感じております。地産地消50%の取扱率を目指してと栃木県知事が申しておりますけれども、まだまだ地産地消の取り組みは、もうちょっと浅いんじゃないかなというふうに思っております。

そこで1つ提案でございますが、上三川町の役場の組織機構の中にも、農家と密着した産業振興課というものがございます。それらの組織と教育委員会、物資納入組合が横の連携をとりながら、農産物の地産地消に努めれば、もっともっと地産地消の達成率がよくなるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、学校給食の地産地消の意義でございますが、学校給食に学校が所在する地域の産物を活用することは、児童生徒が給食を通じて、特有の風土の中で培われた食文化や農業をはじめとする地域の産業の状況を理解したり、農作物をつくってくれる人たちへの感謝の心を育むとの教育上の効果がございます。こうしたことから、学校給食法にも、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地域の農産物を活用するなどの創意工夫をして、地域の食文化の産業、自然の恩恵に対する理解度を深めることが大事ではないかというふうに思っております。

そうした中で、地産地消ということで地元のものを食べるといふこと、これらに対して町は推進しているところでございますが、農家から取り寄せた農産物の栽培履歴などは確認しているかどうか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、給食センターでは、栽培履歴を直接確認することは行っておりませんが、納品時に納入業者立ち会いのもと、生産地、品質、鮮度、異物混入及び異臭有無等の検収を行い、受領しております。

なお、納入業者には、良質で低廉な価格はもちろん、食品衛生上、安全なものを納入するよう依頼しているところです。

また、給食で使用する食材料につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、定期的に検査も実施しております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の学校給食だけでなく、日本全国そうだと思いますけれども、各スーパーでも地場産コーナーというコーナーを設けて、地元の野菜を販売しているというふうな売り場面積も確保してございます。地産地消を推奨するため、上三川町のいきいきプラザ内においても週に2回の直売所を設けております。そして、農協の南部経済センターにおいても地場産野菜の消費拡大ということで産直コーナーを設けております。今、申したその直売コーナーでございますけれども、その販売者が扱って販売するに当たり、生産者から栽培履歴というものを聴取してございます。いきいきプラザの直売所もそのとおり、南部経済センターでもそのとおりです。石橋のかましんでもそのとおり、壬生のスーパーカスミさんでもそのとおりでございます。

ということは、本当にこれは安全で安心な農薬、肥料、そういったものを使っているのかどうかということで、いつ種をまいたか、いつどのような薬をかけたか、どのような肥料を施したかということをペーパーベースで確認しているところでございますが、地産地消を推奨し、児童生徒に食わせる地場産野菜の安全・安心な確保を確認するためにも、教育委員会としても、その栽培履歴等をもって確認していったらばどうかというところで提案いたしますが、その辺のところをどのようにお考えか、お答え願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

今日では、農水省の指導のもと、トレーサビリティシステムが導入され、JAの出荷をはじめ、生産組合を組織している農家におかれましては、栽培履歴等の記帳がされておりますので、今後は物資納入組合等に栽培履歴等の提出もお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ぜひともやっていただきたいと思います。

次に、地産地消を推進する教育委員会として、実際の推進体制と推進活動はどのようになっているのか。それと、地産地消と食育に関する児童生徒への教育推進と、生徒たちの理解度はどのようなものであるかをお伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

地産地消についてでございますが、給食で使用する上三川産野菜等については、給食だよりで紹介したり、野菜の栽培体験や生産農家との交流などを通して理解を進めているところでございます。本年度に関しましては、県の事業でございますが、栃木の地産地消給食推進事業を取り入れまして、1月において6日間、上三川産のニラと豚肉を特に使用した給食を提供したところでございます。

また、食育に関する教育の推進とその理解度ということでございますが、学校給食は食育の生きた教材としての役割が大きいと、栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、学校に出向いて、給食の時間であったり、生活科や家庭科の授業の中で、発達段階に応じた指導を行っております。地元の食材を取り入れることによって地域の特産物を知り、伝統と文化を味わい、地域への愛着へつながるものと考えておりますので、今後も積極的に地元産農産物を取り入れられるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の答弁の中で、栄養教諭というふうな言葉がございましたが、学校における食育推進の必要性というふうな指導要綱の中で、平成17年度から制度化された栄養教諭について、全国都道府県における配置を進める観点から、国は栄養教諭の重要性についての普及啓発を進めるとともに、全ての現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得することができるよう必要な講習会を開催すること等により、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進することとされております。こういった面で、上三川町ではどのような実態になっているのか、お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい、上三川町の栄養教諭、学校栄養職員の実態ということでございますが、こちらは、栃木県の公立小中学校の教職員におきましては、県のほうで教職員の配当基準というのが設けられております。その配当基準によりますと、共同調理場の場合、1,501人から6,000人までの児童生徒数の場合、配置数が2名となっております。現在、上三川町には給食センターに栄養教諭と学校栄養職員ということで2名の配置がされているところでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 地産地消における学校教育の中での指導の目標ということで、多分、文部科学省のほうで示されているものと思います。食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させる、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につけさせる、正しい知識、情報に基づいて食物の品質及び安全性等について、みずから判断できる能力を身につける、食物を大事に、食物の生産性にかかわる人々への感謝の心を持つ、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける、各地域の農産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を持つというようなことが指導目標の中で掲げられております。将来を担う子どもたちのためにも、ぜひとも、学校食育の中で、これらの理解をされてくれるよう、子どもたちへの協力をよろしくお願ひいたして、私の質問を終わります。

---

○議長【津野田重一君】 質問途中ですが、ここで15分間、休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時08分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 では、早速ですが、通告順に従い、一般質問に入りたいと思います。

まず、1点目として、町民からの意見聴取についてお伺いいたします。

まず、第1に、意見箱というか、「あなたの声」という箱が町民ホール1カ所にしか設置されていないのかなぜか。

2点目として、平成27年度にはそういった意見箱、メールなどで合計で28件の意見等があったようですが、実際に町政に反映されたものがあるかどうか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 秋山正徳君 登壇)

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

意見箱については、町広聴事業の一つ、「町政にあなたの声を」という事業として実施しているもので、庁舎にご用があつて来庁される方が、お気づきのことを投函しやすいように意見箱を町民ホールに設置しているものでございます。広聴事業につきましては、ほかにもご意見等をメールで受ける町長メール、町民の声を町長が直接お聞きする町長と語る会、町の重要な政策の形成過程において広く町民の方などからご意見を求める町民アンケート、さらには、それらについてパブリックコメントということで町民の声をいただいております。また、各自治会の会長さんにお集まりいただく行政事務連絡員会議でご意見やご提言を伺ったり、町長等が各自治会の総会に出向くなど、さまざまな手法で多くの町民の皆様からのご意見、ご要望、ご提案を伺う機会を設けております。

広聴事業につきましては、町民の方に寄り添ったまちづくりができるよう、できるだけ多くの方々からご意見等を伺い、それらを町政運営に反映させることを目的としたもので、今後もさまざまな機会を捉えて実施していきたいと考えており、その一環として、意見箱につきましては、新たに4月より、多くの利用者でにぎわういきいきプラザにも設置することとしております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

平成27年度に意見箱、メール等に寄せられたご意見等は合計で28件でございました。内訳でございますが、「町政にあなたの声を」の意見箱が15件、「町長メール」が9件、県に寄せられ、町に提供された意見が4件でございました。内容を大別しますと、苦情や質問、情報提供、県や国への意見、中には町に対するおほめの言葉もございました。このうち、いただいた意見等により対応を行ったものは8件でございます。内訳は、ごみステーションの設置関係が1件、環境関係が1件、広報やチラシによる啓発や周知の充実による対応、こちらが2件、窓口対応に関し、改善を図ったものが2件、健診に

についての改善が1件、施設等への対応が1件でございます。

なお、いただいたご意見等につきましては、匿名の方を除く全ての方に回答させていただいております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、4月からいきいきプラザに設置されるというお答えだったのですが、町民から広く意見を集めるという観点から、いきいきプラザだけではなく町の施設である、その他、図書館、中央公民館やコミュニティセンターなどにも設置してみてもどうかと思うのですが、今後そういった検討をしていただけるのかというのが、まず1つ。

もう一つが、現在ある町民ホールにある設置場所なんですけれど、これを、例えば、役場正面の入口。入口といっても、外ですね。それからあと、逆に、反対側の西側の入口のところなどに移動することができませんかというのが2つ目です。なぜかという、どうしても受け付けの方に見られているという、そういったところで入れづらいついた声も多々あるので、そういった2点、検討いただけるかどうか、お答え願います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在のところ、図書館、公民館、コミュニティセンター、そちらのほうの設置は予定してございません。ただ、必要性が出てきたということで判断された場合には、効果とか、管理の方法とか、そういったものを検証しながら施設の管理者等と協議を行った後に判断してまいりたいと思います。これが1点目です。

2点目でございます。2点目につきましては、まず、意見箱を設置するに当たりまして、町のほうでは、設置場所を検討したときに、スペースの問題であるとか、あるいは、意見を記載する場所として比較的書きやすい場所であるかどうか、こういったものを総合的に検討しまして、現在の町民ホールということで決定したわけでございます。

議員ご質問の、外に、さらに西側ということでございますが、現在のところはそういった予定はございませんが、そちらについて、もし可能であるかどうか、必要性についても、さらには効果、これらを検証しながら今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そちら、今、質問させていただいた2点については、ぜひ、検討していただければと思います。

次に、28件のうち対応していただいた件数が8件ということでしたが、このように、改善された点などがあるかと思っております。そこで、28件あった問い合わせの意見の内容というのを公開することができますか。もし、全てできませんということであれば、そういった公開の可否というのは、何を基準に判断されているのか、理由も含めてお答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 公表につきましては、現在、町のほうで改善を行ったものにつきましては、その内容について、広く広報だとか、チラシだとか、必要に応じて、さらに班内回覧とかで周知しているところがございます。全てについて公開したほうがいいんじゃないかというようなご提言だと思うんですが、町長メールのところには注意書きで書いてございますとおり、内容によっては個人の特定がされるものであるとか、場合によっては、町政に全く関係のないもの、そういった誹謗中傷等もございますので、それらを峻別した中で広く町民の方にお知らせしたほうがいいというものについては、今までは、広報とかで周知をしたところがございます。

さらに、他市のほうもちょっと勉強させてもらったのですが、その際、ホームページのほうでも公開できるものについては公開しているようなところがございますので、現在その公開について検討しております。その書式等が固まればホームページのほうでも、全体ということではなくて、広く町民の方に影響があるもの、お知らせしたほうがいいもの、それについては公開していきたいと思っております。以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今の答弁の中にもあったのですけれども、いろいろな市町によって対応がさまざまだと思うんですね。こちらたまたまというか、ちょっと1つ、那須烏山市のものを出してみたんですけど、こちらは27年度で49件、個別の広聴内容というのを、全てこのように公開しているんです。こういったところもあるので、いろいろなところを研究というか、精査していただいて、皆さんも気になっている部分もあるかと思うので、ぜひ、公開していただければいいのかなと思います。

次に、今回、上三川を含めて県内25、市、それから町のホームページ、首長、市長や町長、それから各課への問い合わせをするためのメール、それからフォーム、そういった設置状況を全て調べてみました。そうしたところ、上三川を除いて21の市町にはフォームが設置されており、残り3の市町はメールアドレスが載っていました。当然、当町もフォームではなくメールアドレスが載っているのは当然ご存じかと思うのですけれど、残りの3の市町と大きく違うところは、上三川町だけが画像処理、迷惑メール対策という名のもとに、非常に使い勝手が悪いです。そんなに上三川町だけが迷惑メールが多いのか、そういったところも含めて、この現状を変える考えというのがあるのか、ないのか、まず、お聞かせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、町のほうでは、まだフォーム化しておりません。現在のホームページの構成は平成15年に入れかえたものであって、その後、小規模な変更とか見直しはかけているわけですが、大幅な見直しはまだしておりません。ただ、平成30年度にサーバーとPCの更新が予定されております。そのときにホームページ、さらに町長メールの送信についてのフォーム化、これは30年度に費用対効果、そのときに入れたほうが一番いいかなと思っていますので、現在そう思っていますので、平成30年度の更新時期に合わせて変えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 フォームの設置に関しては、そういったホームページの更新時期というのでいいのかなと思うんですけど、今の現状、メールが直接送れないというのを改善すること自体は、本当にそんなに難しいことではないと思うんですね。単にメールアドレスがそのまま使えるようにすればいいだけのことなので、それを検討することはできないんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、うちのほうではアットマークのほうを画像処理しております。理由は、まさに議員がおっしゃられたとおりです。その迷惑メール防止ということで、その画像処理をしているんですが、迷惑メールというか、メールについては、結構あるように確認しております。ただ、その画像処理をすることではなくて、そのままにするということで検討してはどうかということでございますが、それについては後ほど内部で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほどの答弁にもあったように、町民の方に寄り添ったという答えがあったと思うんですね。今のままだと全然寄り添っているとは思えないんですよ。こんなに使いづらいもので、町民からいろいろ意見を集めたいと言っているのは、ちょっと本末転倒かなと思うんですよ。そういったところで、ぜひ、早急にそういったところを改善してもらえないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 フォーム化につきましては30年ということでご了解いただいたと思うんですが、このアットマークの問題ですよ。これにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、これによってどれだけ迷惑メールとか、そういったもので影響が出るかどうか、ちょっと検証したいと思っておりますので、内部で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 迷惑メールということなんですけれど、そうすると、上三川だけがそんなに迷惑メールが来るのかどうかというのを、ちょっと本当に検証していただいて、ほかの市町に問い合わせをしていただくなり、後で聞いていただければ、どこが3つ、メールアドレスだとかフォームがなかったというのをお教えできますので、そこら辺をちょっと検討していただきたいと思っております。

また、設置場所とか、そういったものも含めて、去年が28件、例えば、那須烏山市、人口も違うので一概に比較はできませんけれど、約50件近いそういった意見も来ているので、メールの使い勝手や、あとはそういう意見箱の設置箇所等々によって、また意見が増えるかもしれないので、そういったところも利便性を改善していただいて、去年、おとし、その前とかと意見の数の増減を検証していただければと思いますので、ぜひ、ご検討のほどをよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

小学生の学力向上対策について、3点お伺いいたします。

第1に、全国学力テストの結果はどうでしたか。もし、結果が芳しくないというならば、町としては、現在どのような対策を講じているのか。また、これから対策をするというのであれば、その手法等をどのように考えているのかを具体的に教えてください。

2点目として、タブレット端末の導入を実施することですが、具体的なスケジュールは決まっているのか、台数とか、あとはどこどこに導入をするとかいうことですね。

3点目に、町民に協力をしてもらい寺子屋をつくってみてはどうかと思うが、町の考えとしてはどうか。以上3点、よろしくお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成28年度全国学力学習状況調査の小学校の結果については、国語、算数ともに県平均を上回っているものの、全国平均正答率と同程度の結果となっております。国語では、話すこと、聞くことの領域に、また、算数では、数と計算、数量関係にやや課題が見られました。また、児童への質問紙調査では、家庭で学校の授業の復習をしていることや、地域の行事への参加について、全国平均を上回るよい結果があらわれているものの、自分の考えや意見を発表することなどに課題が見られ、これらを踏まえ、町教育委員会では、全町の教師が授業の改善を図り、児童生徒への統一した指導ができるよう、教師を対象としたリーフレットを作成しています。特に次年度は、授業の中で、「狙いを明確にした対応を取り入れること」、「課題等を最後までやり遂げさせる工夫をすること」、「授業の最後に振り返りをする」ことの3点に重点を置き授業を進めることにより、児童生徒の確かな学力の育成につなげていきたいと考え、作成したところです。

また、研修会を充実させ、教師の資質向上を図るとともに、県の学力向上アドバイザーの指導を受けながら、課題解決と教師の授業力向上に努めております。さらに、各学校においては、それぞれの課題を分析し、学力向上改善プランを作成して授業に取り組んだり、児童生徒が、やや苦手とする活用型問題を取り入れた学習を、意図的、計画的に継続して指導できるよう、年間指導計画に位置づけて授業を進めるなど、改善に向けて組織的に具体策を講じております。一方、児童生徒の学力向上にはご家庭の協力も大変重要です。望ましい学習習慣及び生活習慣の大切さについて理解していただけるよう、保護者向けのリーフレットを作成し、引き続き協力をお願いしているところでございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

児童生徒の学習への興味や関心を高め、次期学習指導要領にあるアクティブラーニング等の能動的な学習を進めるため、タブレット端末の導入について、現場の教職員の代表である情報教育研究調査員により調査・研究を進めてまいりましたが、具体的な活用についてさらに研究を進めるため、平成29年度に中学校に38台の導入を図りたいと考えております。より多くの児童生徒や教職員が実際に使ってみることで、活用事例や改善案等の意見を集めたいと考えておりますので、期間を区切り、全ての中学校で活用したいと考えております。今後、学校との調整を図り、29年度のなるべく早い段階で導入できるよう進めてまいりたいと考えております。また、小学校でも、平成30年度に研究が進められるよう、計画を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目についてお答えいたします。

本年度、町では中学生を対象に学習サポート授業を、夏季・冬季休業中に実施し、今後、春休みにおきましても開催を予定しております。ボランティア講師の皆様のご協力のもと実施しておりますが、参加者からは、「わからないところを教えていただきよかった」などの感謝の言葉が多く寄せられています。また、みずからの経験やスキルを生かすことができる、町民の皆様の活躍の場の提供という面でも成果を上げております。現在、小学生を対象とした学習サポート事業は実施しておりませんが、本町では、放課後における児童の健全な居場所の提供を目的に、5つの小学校区において、地域住民の皆様のご協力のもとに、放課後子ども教室を開設しております。事業の内容としては、児童の健全な居場所づくり、宿題や家庭学習等の学習支援、文化・スポーツ・遊び・地域活動等のプログラム提供など、地域の実態や指導体制に合わせた活動を実施いただいております。放課後子ども教室の代表者とは年2回、意見交換を実施しているところではありますが、学力向上を目的とした学習支援についても提案していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今回の答弁の中にあつた授業力の向上ですとか、教える側の先生の向上ですとか、あとは、逆に家庭のほうに学習習慣とか生活習慣等で、家庭のほうの協力も仰ぎたいということだったと思うんですけども、なかなかそういった効果があらわれてこないというか、来ていない部分もあったりするのかなと思うんですね。その中で、少しでも、何というんですかね、学力の向上につながるような形で、ちょっと順番が前後してしまうんですけど、寺子屋のほう、まずはそちらのほうから進めたいと思うんですけど、まず、教育長の答弁の中にもあつた、中学生対象の学習サポート事業、そういったものがあるわけなんですけれど、まず、なぜ、小学生の学習サポート事業を実施できないのか。また、できない理由というか、こういったところが問題なんですというところがあれば、お答え願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 中学生の学習サポートにつきましては図書館を会場にして実施しておりますけれども、小学生の活動、生活エリア等を考えると、狭い範囲での活動といたしますか、生活エリアが狭くなっているの、現段階では一堂に、1カ所に会してとしてというのは、ちょっと難しいかなと、そんなふうに考えております。先ほど答弁の中にもありましたような、それぞれの小学校区で何か方策が考えられればというように思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、場所の確保、そういったものがまず必要になってくるのかなと思うんですね。地域密着型のサポートというのが必要になってくるのではないかとこのところ、ここに「第2次上三川町地域福祉計画」という、以前に配られたものがあるんですけど、こちらに上三川町の地域福祉を取り巻く現状ということで、「世帯数と1世帯当たりの人員の推移を見ると、世帯数は平成24年まで緩やかに減少し、平成25年以降は増加しています。一方、1世帯当たり人員は減少して

おり、平成27年には、1世帯当たり2.86人となっています。」ということで、上三川町の世帯数というのは増えているんですけど、1世帯当たりの人員というか、人口が減っているということで、こういったところから核家族化が進んでいるというのは明白なわけですね。

そこで、都会、東京なんかでは以前より問題となっていますが、近所づき合いが希薄になっている。極端な例を挙げれば、隣の人が、どんな人が住んでいるかもわからない、そういったのが都会で、そういったところになっているわけですけど、上三川町は、そこまで極端ではなくても、近所づき合いが希薄になっている地域があるのも事実ではないのかと思うわけで、そこで、コミュニティの再生に子ども教育を活用してみてもどうかと思うのです。例えば、これが宇都宮市東峰の寺子屋で、これは東峰の自治会が公民館を活用して寺子屋を開いているわけです。これは、子どもたちは学校と家庭を行ったり来たりの毎日ですが、その中間にある地域で異学年の友達や大人との交流を深めているわけです。先ほど教育長の答弁にもあった、放課後子ども教室といったものがそれに近いのかなと、同じようなものなのかなと思うんですけど、どうしても、先ほど、小学生は生活のエリアが狭いというか、そういったものもあるかと思うので、先ほど、図書館というのは無理というのもあったと思うんですね。

そこで、各自治会の公民館、そういったものを利用するのがいいのか、あとはコミュニティセンター、実際、今、コミュニティセンターなどを利用して放課後子ども教室等を開かれていると思うので、可能であれば、自治会の公民館なんかが一番いいのかなと思うんですけど、あとは下校途中にある高齢者の方のご自宅等を利用させてもらうのがいいのか、それは検討していかなければいけないと思うんですけど、まず、この寺子屋って何だろう、そういったもので調べてみると、寺子屋の教育というのは、「読み、書き、そろばん」、そう呼ばれる基礎的な読み方、習字、算数の習得に始まって、さらに、地理、人名、書簡の作成など、実生活に必要とされる要素の教育が行われたとあります。つまり、小学生に勉強を教えることができる高齢者の方は、たくさん町にいらっしゃると思うんですね。中学生の勉強となると、なかなか難しいのかなと思うんですけど、小学生の掛け算、割り算、九九等、基礎的なものを教えるというのであれば、高齢者の方でも十分対応できるのではないかと思うわけで、そこで勉強を教えるということを通して、子どもたちと触れ合うことが、今の高齢者の方の生きがいの創生にまずつながるのではないかと思うのです。

また、そういったところに子どもたちがいろいろな学年の子どもが集まれば、子どもたち同士の縦横のつながりが生まれ、さらに、勉強を教えてもらえる高齢者の方と触れ合うことで、勉強ばかりでなく、それから社会のルール、そういったものも教えてもらえる場になるのではないかと思うのです。さらに、ご近所の方の顔が見えるようになることで、地域の治安向上の効果も見込め、また、子どもたちの親は、自分たちの親世代である高齢者の方々に、子育て等で、一人で抱え込んでしまっている問題を相談することもできるのではないかと思うわけです。それが、先ほどお話しした核家族、そういったところで、地域によっては、3世代一緒に同居されているところも多々あるかと思いますが、町の中心部になると核家族化が進んでしまって誰にもなかなか相談できない、そういった方も多々いらっしゃるのではないかと思うので、そういった相談の場にもなるのではないかと思うわけです。つまり、今ここで提案させてもらっている、寺子屋をつくってみてはどうですかというのは、学力の向上だけではなく、人間力の向上も同時に図ることができると思うわけです。

先ほど教育長の答弁にもあった、放課後子ども教室があるのは重々承知していて、町のホームページにこうやって載っているのも拝見させていただきました。本郷放課後子ども教室、それからあと、明治放課後子ども教室、こういったものがあるのはわかっているんですけど、ここまで大人数じゃなくて、本当に少人数の子どもたちを集めて、例えば、この場所は掛け算を教えるところ、こっちは割り算を教えるところ、そういった形で分けて教えてあげてもいいのかなと思うし、そういったところで何かできないかなと、コミュニティの再生も含めて町全体でそういった動きというのを盛り上げていければ一番いいのかなと思うわけです。

常にとにかく、いつも勉強、勉強という、そういった質問ばかりさせてもらっているわけですけど、別に学力だけが全てではないとは思っているわけで、ただ、学力の低下が招く負のスパイラルから少しでも子どもたちが抜けることができるような手助けをすることが、行政の責任でもあるのではないかと、そういうふうに思うわけですけど、教育長はどのようにお考えになりますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 子どもたちの学ぶ機会、あるいは学ぶ場の充実というのは大切ではないかと、そんなふうに考えております。ただ、これまでそういう積み重ねがほとんどないものですから、今後の方向性としては検討していきたいと思っておりますけども、いろいろな事例等を、まずは研究させていただきたい、そのように考えております。

また、今、学校は地域との連携というようなことが叫ばれております。地域の教育力を生かすというようなこととあわせて、地域に学校が、貢献すると言ったらちょっとおこがましい言い方になってしまいますけれども、地域と学校がお互いに手を携えてというような、そのようなことが求められております。そういう中でどのようなことが可能なのか、まずは研究をさせていただきたい、そのように思っております。

放課後子ども教室でも、幾つかのところでは宿題などを見てやっていただいたり、あるいは、一部の学校では、夏休みに課題等を見てもらうようなボランティアを募っているというようなところもございます。そういうような幾つかの事例を総合的に検討させていただき、まずは研究をしたい、そのように考えております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、検討していただけるということなんですけれども、とにかくスピードが大切なのではないかと思うんです。今週かな、かみたんメールで、春休み学習サポートのボランティア講師の募集か何かのメールを配信してくれたと思うんです。正直、やるのは今月末です。今さらじゃないかなと思うんですよ。もっと早くに募集しなかったら、なかなか参加できるというか、皆さん、予定もあって難しいんじゃないのかなと思うんです。そういったところも、とにかくスピードが大事だし、確かに放課後子ども教室で宿題を見てあげたりというのも伺っていますけれども、なかなかそこまで手が回っていない子どもたちというか、行けない子もいるんじゃないのかなと思うので、そういった意味でも、ぜひ、スピード感を持って検討させていただきたいと思っております。

先ほどちょっと飛ばしてしまったのですけれども、タブレット導入の件で、中学校に38台というこ

とだったんですけど、これは、上三川町の3つの中学校全部で38台ということになるんですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 中学校で38台を予定しております。3つの中学校に期間を区切って3カ月ないし4カ月を試行的に研究してみるということで予定しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 これはどのような形で授業に活用していくというふうに考えているのか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 まず、中学校には、技術の教員がいて、ICTなどにも造詣の深い教員もいますので、授業の中でどのような活用ができるかというもの、その研究をすることも初年度の目的でございます。具体的なものについては、特に技術の授業だけに限らず、数学の図形、あるいは理科とか社会などの授業が効果的というようなことは聞いておりますけれども、それらも含めて、まずは活用の事例等を研究していくというようなことでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 これは、那須町で導入するという記事なんですけれども、那須町では、LTEタブレットということで、皆さんが使われているスマートフォン等と一緒に、ドコモとか、auであったり、そういったものの回線を使っただけの利用になるわけなんですけれども、当町ではこういった形で導入するような形なんですか。まだWi-Fiというか、そういったものは整っていないと思うんですけど、やはりこういったものと同じものを導入というふうに考えているんですか、お答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 現在のところ、セルラーモデルの導入、那須町と同じようなものを想定しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。そうすると、ここにも載っていたし、以前、一般質問のときにもお話をさせていただいたんですけど、全員の答えが、電子黒板を活用すれば一斉に映し出すこともできるかと思うので、そういった形での授業での活用というか、いろいろ研究していただいて、子どもたちがわかりやすく、楽しく取り組めるような授業に活用していただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後に、3点目として、上三川町の観光資源について、3点お伺いいたします。

観光協会には七福神のパンフレットがありますが、観光PRのため、町は観光協会ともしっかり連携を密にする必要があると思いますが、どうお考えになられていますか。

2点目に、むかしなつかし館を基点としてレンタサイクルなどを設置してはどうかと思いますが、町の考えとしてはどうか。

3点目に、観光協会に町から補助金が出ていますが、使途に関しては一切関知していないのか、この3点についてお答えください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

(産業振興課長 石崎 薫君 登壇)

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町には明治地区の4カ所、上三川地区の3カ所の寺院に七福神が奉られており、町内外の方が七福神めぐりを行っていることは承知しておりますので、観光資源の一つとして捉えております。

こうした中で、平成27年度と28年度に実施しました駅からハイキングという、徒歩で町内を周遊するイベントにおいて、七福神が奉られている一部の寺院に立ち寄るコースを設定し見学していただいたところです。また、七福神も掲載されております、観光協会で作成しました観光ガイドブックを町外で開催されるイベントなどにおいて配布しているところでございます。今後とも七福神をはじめとする町内の観光資源の積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

レンタサイクルは、町内をゆっくり周遊していただくためには大変有効な手段だと考えておりますが、一方では、観光資源が点在していることや、公共交通機関が充実していないことを考えますと、自家用車などにより周遊していただいたほうが、より多くの観光資源を見学していただけるものと考えております。また、レンタサイクルの設置を要望するような意見もありませんので、現時点では実施するような考えは持っておりません。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

現在、町から観光協会へは、運営費補助といたしまして490万円を交付しております。この補助金につきましては、補助金等基本条例等の規定に基づき、事業の完了時には事業報告書や収支決算書を添付の上、補助金等実績報告書を提出いただき、事業の内容等を確認しておりますので、大まかな使途に関しましては承知しているものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 これは、この間、ちょっとむかしなつかし館に行ってパンフレットをちょっと持ってきてみたんですけども、こういったパンフレットもあるので、ぜひ、少し何か考えてもらえればなというところで今回提案をさせていただいたのが、2点目にあるレンタサイクルというところなんですけれど、実際のところ、本来であれば駅にレンタサイクルを設置して回るのが一番いいのかなと思うんですけど、そうすると、なかなかまた設置場所、小屋を建てるなり、人を設置するなりというところでどうしてもお金がかかるのかなと。そういったところで、むかしなつかし館を基点として、こういったものをごらんになったことがあるかどうかわからないですけど、これが七福神、回ったときにいろいろなお寺を回って押してもらうスタンプと、あと台紙。台紙が500円、1カ所当たり200円だそうで、全部で1,900円になるので、そこに考えてみたのが、例えば、2,500円でレンタサイクルを利用して、別にこの七福神だけじゃなくて、あとは蓼沼の緑地公園や親水公園、あとは城址公園とか白鷺神社なんかも回ってもらって、最終的にむかしなつかし館に戻ってきたら、そこでお茶とお菓

子ぐらいを出して一休みしてもらって帰ってもらうなんていうルートなんかがいいのかなというか、1つ、提案として考えてみたわけです。

それはなんでかという、先ほど車でというお話もあったのですが、実際、中には1カ所のお寺にとめて、そこから7つ、歩いて回る人も結構多いそうです。そういったことを考えると、自転車なんかを町のほうで用意してレンタサイクルという形でやれば、もっといろいろなところを見てもらえるんじゃないのかなと。こういった形で、「るるぶ」のほうもつくったりもしているみたいなので、こういったものをもっと有効活用していろいろなところを回ってもらうとか、そういったところを考えてもらったときに、レンタサイクルも一つ、有効な手段じゃないのかなと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

あともう一つ、最後に、観光協会に町から補助金ということで、今お話があったように、観光協会の運営費として毎年490万円支出されています。少なくとも、27年の決算書、それから28年の予算書、それから、この間渡された29年度の予算書を見ても、ずっと490万円支出されています。それ以前はちょっとわからないのですが、簡単に考えても、この3年間、ずっと同じ額が出されているわけですね。

なぜ今回、このような使途を一切関知していないのかという話をさせてもらうかという、またちょっと観光協会のホームページを調べさせてもらいました。今回、七福神等も含めて、観光協会とからめて何かできないのかなといろいろ調べていたときに、「ホームページをリニューアルしました」というのがあったんです。でも、2月6日に僕が調べていた時点では変わっていませんでした。それで次の日、ちょっといろいろ調べているうちに変えられちゃいました、2月7日に。以前、一番最初に一般質問をさせてもらったときにも、町のホームページが2年間、放置されていたものがありました。これもいつからそのままだったかわからないです。でも、2月7日に変えられたんです。後で見てもらうとわかるんですけど、ここには「9月23日にリニューアルしました」と書いてあります。記事も全部9月23日でとまっています。何も更新されていないです。こういったところで、毎年490万円出し続けるというのはどういうことなんだろうと。本当に使途を見ているのかなと。

例えば、これ、去年つくったんですよね。そうしたら、ことしはもしかしたら、減るとか、増えるとか何かあってもいいと思うんですよ。これ、幾らかけてつくったんだかわからないですけど、実際にちゃんと更新しているのであれば、9月23日で記事がとまるとは思えないのです。

実際には、その後、何もイベント等がなかったのか。それとも、つくりが観光協会の職員の方々には更新できるホームページではないのか、そこら辺はわかりませんが、町から少なくとも490万円の補助金が出ているわけです。つまり、それは町民の税金を使っているのではないかと思うのですが、このような現状をご存じでしょうか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 観光協会のホームページが平成28年に改正されたということに関しましては、承知しているところでございます。ただ、詳細につきましては、大変申しわけございませんが、承知していなかったというのが正直でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 何回も言うようですが、これ、「9月23日に新規公開」と書いてあるんです、ここに。でも、実際にはことしの2月7日です。そうすると、半年近く、変更されることなく放置されていたわけです。これ、多分、僕が何も言わなければまたずっとそのままだったと思うんですよ。今の状態も多分変わらない。そういった感じだったと思うんです。それなので、正直、観光協会の職員の方というのは、ホームページの制作を発注することが目的だったのか、それとも、つくってもらったことに満足をしてしまっていたのか、ホームページを全く活用していないように見られるのですが、そういったところは町のほうから指導をすることはできないのですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 商工会でこのたび作成しましたホームページにつきましては、民間業者に委託して管理を委託するというようなことでお聞きしてございます。また、観光協会のホームページにつきましては、観光振興ということはもちろんのこと、町のPRというようなことにも結びついていきますので、町としても商工会に対しましては適切に変更がなされるよう指導はしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、ぜひ、その点はお願いしたいと思います。

最後に、観光協会に対しての補助金が毎年同額である理由、それを教えていただけますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 観光協会への補助金につきましては、観光協会における事業実績、あるいは、町の財政状況を総合的に判断しまして490万円ということで交付しているものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、何回も同じことを聞いて申しわけないのですが、例えば、これ、去年、制作しているわけで、ホームページのほう、依頼しているわけじゃないですか。いつ依頼をかけたのかわからないのですが、例えば、28年度に依頼したのであれば、その分、当然、余計な費用というふうな形でかかってくると思うのですが、補助金の額として変わらないというのは、どういった点で同額になるのですか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 観光協会につきましては、毎年度、繰越金というものも発生してございます。その中で補助金490万円の中で、そのようなことができたということでお聞きしてございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、繰越金というお話があったのですが、そういったものは町の決算書には出ないのですか、そうすると。出ないんですね、済みません。じゃあ、大丈夫です。済みません。で

あれば、できれば、もう少し、使途、そういったものをチェックしていただいて、こういったホームページも、今お話の中で、制作費をかけていたというのは聞いていたということなので、ぜひ、そこら辺は、いつ上がるのかとか、どうなっているのかというのをもう少しチェックしていただければと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長【津野田重一君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりました。

---

○議長【津野田重一君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。ご苦労さまでした。

なお、明日7日も午前10時から一般質問を行います。

午後4時04分 延会